平成25年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年9月17日　午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事件名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
第3	議案第101号	飛騨市子ども･子育て会議条例について
第4	議案第102号	指定管理者の指定について（飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター）
第5	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第6	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第7	議案第105号	字区域の変更について（河合町有家Ⅰ地区）
第8	議案第106号	字区域の変更について（河合町有家Ⅱ地区）
第9	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
第10	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
第11	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）
第12	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）
第13	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算（補正第2号）
第14	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
第15	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）
第16	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
第17	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事　　件　　名
第21	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
第31	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第32		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第100号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第3	議案第101号	飛騨市子ども・子育て会議条例について
日程第4	議案第102号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
日程第5	議案第103号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第104号	平成24年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第7	議案第105号	字区域の変更について(河合町有家Ⅰ地区)
日程第8	議案第106号	字区域の変更について(河合町有家Ⅱ地区)
日程第9	議案第107号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
日程第10	議案第108号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第11	議案第109号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
日程第12	議案第110号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第13	議案第111号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第14	議案第112号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第113号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第16	議案第114号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第17	認定第1号	平成24年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第2号	平成24年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第3号	平成24年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第4号	平成24年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第5号	平成24年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第6号	平成24年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第7号	平成24年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第8号	平成24年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第9号	平成24年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第10号	平成24年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第11号	平成24年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第12号	平成24年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第13号	平成24年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第14号	平成24年度飛騨市水道事業会計決算の認定について
日程第31	認定第15号	平成24年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第32		一般質問

○出席議員（17名）

1番	前　川　文　博
2番	中　嶋　国　則
3番	田　中　清　安
4番	洞　口　和　彦
5番	野　村　勝　憲
6番	後　藤　和　正
7番	福　田　武　彦
8番	菅　沼　明　彦
9番	内　海　良　郎
10番	森　下　真　次
11番	高　原　邦　子
12番	谷　口　充　希　子
13番	天　木　幸　男
14番	葛　谷　寛　徳
15番	山　下　博　文
16番	池　田　寛　一
17番	籠　山　恵　美　子

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井　上　久　則
副市長	白　川　修　平
教育長	山　本　幸　一
代表監査委員	福　田　幸　博
会計管理者	谷　口　富　之
総務部長	小　倉　孝　文
財政課長	水　上　雅　廣
教育委員会事務局長	石　腰　豊
企画商工観光部長	柏　木　雅　行
環境水道部長	岩　塚　泰　男
市民福祉部長	谷　澤　敦　子
農林部長	藤　井　義　昌
基盤整備部長	川　瀬　智　彦
消防長	沢　之　向　光
病院管理室長	川　上　清　秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野　村　重　昭
書記	竹　原　美　香

平成25年第3回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

№.	質 問 者	質　問　事　項	備 考
1	山下　博文	1．高齢者が生きがいをもてる大胆な対策を 2．レールマウンテンバイクについて 3．飛騨市民病院の医師体制について	17日 午前
2	籠山　恵美子	1．土砂災害特別警戒区域で起きている問題について 2．高齢者福祉は前進しているか。課題などについて問う 3．原発避難者へ居住提供・誘致で大きな復興支援を。そして市の交流人口増政策につなげてほしい	〃
3	前川　文博 （新生飛政会）	1．神岡中心部の雪対策について 2．災害時の情報通信手段の確保について 3．特養20床増床に向けた現状は	※17日 午後
4	洞口　和彦 （新生飛政会）	1．学校教育と環境整備について 2．鳥獣被害対策について	〃
5	天木　幸男 （ひだ市政クラブ）	1．観光振興の環境整備について 2．これからの農業振興をどう進めるつもりか 3．高率な財産運用について	〃
6	池田　寛一 （新生飛政会）	1．空き家バンク制度の創設について 2．政権交代後の公共事業について	18日　午前
7	高原　邦子 （新生飛政会）	1．活発で開かれた市政のために 2．人口減少で直面している問題点の解決策は	〃
8	中嶋　国則 （ひだ市政クラブ）	1．合併特例による普通交付税の削減に対する市政運営は 2．「はだしのゲン」の撤去について	※18日 午後
9	田中　清安 （ひだ市政クラブ）	1．Uターン者の雇用対策について 2．指定管理者制度について 3．政策提案の対応について	〃
10	福田　武彦 （ひだ市政クラブ）	1．市民主体による地域振興について 2．災害対策について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

（　開議　午前１０時００分　）

◆開議

◎議長（内海良郎）

　本日の出席議員は、全員であります。最初に、発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクを自分のほうに向けてから発言していただきますようお願いいいたします。

　それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議案日程および質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第１　会議録署名議員の指名

◎議長（内海良郎）

　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により３番、田中清安君、４番、洞口和彦君を指名いたします。

　この際、報告をいたします。中嶋国則議員より、一般質問通告書の訂正の申し出がありましたので報告いたします。

　（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（内海良郎）

　発言を許可します。

○１７番（籠山恵美子）

　中嶋議員の一般質問通告書の中身が、多少修正されているようですけれども、この議会事務局で受理した日付が変わっておりません。受理したのがこの日のものだとしますと、日付も変わらずに中身だけ訂正して、これが受理されるということはあるのですか。議運にだいたいかけられたのでしょうか。その辺の説明をしてください。

◎議長（内海良郎）

　説明を事務局長からさせます。

□議会事務局長（野村重昭）

　おはようございます。中嶋議員からの訂正の申し出につきましては、金曜日にございました。それで、事務局といたしましては、当初の受付の一部訂正ということで思いまして、受付の日付には当初のままといたしました。また、議会運営委員会につきましては9月１１日に行われておりますが、議会運営委員会につきましては質問順の確認ということが議会運営委員会の主であり、訂正につきましては議長の申し出の判断によるものということでございますので、そういった手続きを行ったものでございます。以上でございます。

　（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（内海良郎）

　１７番、籠山恵美子君。

◎１７番（籠山恵美子）

そうしますと、議運は何のために開かれてやっているのかという、議運軽視かなと思いますけど、議運の委員長はどのような見解ですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

●議会運営委員長（森下真次）

事務局、そして議長のほうで受けられたということでありましたので、私はそのように進めてもらっていいというふうに考えております。

◎議長（内海良郎）

議長から、ただ今の件について報告します。事務局長より報告がありましたので、議長は質問の趣旨が変わっておりませんので、それを許可いたしました。よろしいですか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（内海良郎）

１７番、籠山恵美子君。

○１７番（籠山恵美子）

質問の趣旨が変わっていないという所が、いささかちょっと疑問ですけれども、できたらまた議運を開いていただいて、協議していただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（内海良郎）

１１番、高原邦子君。

○１１番（高原邦子）

私も、籠山議員の意見というものに賛成したいと思いますが、日程を決めるだけ、中身を精査しないということなのでしょうか、議運では。我々議運は、いつも時間よりも前に来て中を読んでおります。中身の訂正とかがあるのなら、議運にかけるべきだと思いますけれども、議長の判断でということならば、中身とか読む必要がないのではないかと思うのですが、議長の見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

議長は、先ほども言いましたように、質問の趣旨そのものが、大項目、小項目含めて変わっていないということで許可をした次第でございます。よろしいですか。

それでは、次に移ります。

◆日程第２	議案第１００号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
		から
日程第３１	認定第１５号	平成２４年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第３２　一般質問

◎議長（内海良郎）

日程第２、議案第１００号、延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから、日程第３１、認定第１５号、平成２４年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの３０案件を一括して議題といたします。３０案件の質疑と併せて、これより日程第３２、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。

最初に、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ声あり。）　　※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（内海良郎）

市長、井上久則君。　　※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長　井上久則　登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日と明日と、１０名の方の一般質問にそれぞれお答えをさせていただきますが、一般質問に入る前に報告をさせていただきたいということで発言の許可をいただきました。と言いますのは、台風１８号の件でございます。他方では大きな災害が起きまして、被災をされた皆様方には心よりお見舞いを申し上げるところでございます。おかげさまとは言っては何ではございますけれども、飛騨市におきましては、１５日の２２時３５分に大雨洪水警報が発令されまして、昨日の夕方４時５３分に解除されるまでの間、いかなる事態が起きようと対処できる体制を整えてきたところでございます。

主な影響でございますけれども、神岡町におきます倒木等々のことが起きたわけでございますが、大事には至っておりません。また、北電の停電が起きたということで、割石温泉が１日休館したというようなこともあります。それから、農業用のハウス等々はビニールの破れ、めくれ、こういった被害が起きたわけでございますけれども、大事には至らなかったということでございます。

また、古川小学校の運動会が今日に延びたというような影響もあったわけでございますが、おかげさまで飛騨市におきましては、大きな災害はなかったということでございます。ただ、一番憂慮いたしましたのは、国道４１号が１６日、昨日の１２時１０分から１９時１０分まで、それから国道３６０号が１６時から今朝の５時４０分まで、通行止めになったということでございます。これは、雨量規制区間が通行止めということでございます。それに加え、３時間余りが両方とも一斉に止まったということでございまして、災害こういったときには一番機能しなければならない道路が、こういった状況にあるということで、これからこういった、先般の落石も含めてでございますけれども、こういった危険の所にあるということを改めて感じさせていただきましたので、これからは国、県に対して、これの道路の整備につきましては、引き続き強く要望していかな

ければならないと強く感じたところでございます。皆様方におかれましても、引き続きご支援を賜りますようにお願いを申し上げまして、台風１８号につきましての報告を終わらせていただきます。今日と明日、よろしくお願いいたします。

〔市長　井上久則　着席〕

◎議長（内海良郎）

それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に１５番、山下博文君。

〔１５番　山下博文　登壇〕

○１５番（山下博文）

皆さん、おはようございます。今、市長から台風の報告がなされました。この大型台風１８号、日本列島を縦断して近畿地方、それから東海地方、甚大な被害が発生しているところでございます。気象庁も６０年に一度も経験したことのない大雨が降るというようなことや、とにかく命を守る行動をとってくれというような報道がなされて、今までより一歩踏み込んだ特別警報が出されたところでございます。飛騨市では今、お話がありましたようにビニールハウス、それから「はさ」などが倒れたり、国道４１号、３６０号線がストップなど出ておりますが、大きな被害が出ていないということであります。日頃の危機管理意識というものが、一層重要ではないかなというふうに思います。

それでは、質問に入ります。私は、３点について質問をいたします。１つは、高齢者が生きがいをもてる大胆な政策をということであります。

東京が２０２０年の夏季オリンピック、パラリンピック開催都市に決まりました。国民のスポーツへの関心は、５６年ぶりに夏季オリンピック、パラリンピックを迎えることで、今後さらに高まることと思います。スポーツ文化を広めるまたとない機会が巡ってきました。高齢者の皆さんにとりましても、更なる健康意識、健康志向に拍車がかかってくることだというふうに思います。

飛騨市の今年度の重要施策の一つであります「シルバー世代の生きがいと自律」では、一つは、任意予防接種では７５歳以上を対象とした肺炎球菌ワクチンの助成。それから、いきいき健康増進では、鍼灸マッサージ治療にかかる費用の一部助成と。軽スポーツでは、ノルディックウォーキング等が計画されております。それぞれの事業は、それなりの評価は得られていると思いますけれども、ただ、これが即、高齢者にとりまして生きがいにつながるかということでは、そういうことには至っていないのではないかというふうに私は思います。

飛騨市の高齢化率は３４％で、今後も高齢化率が高くなっていくことは容易に予測されます。５年後の平成３０年では４０％、１０年後には４３％と高齢化率の推計が示されております。介護保険の認定者は、支援１から介護５まで１，４００人が認定されており、支援を求められております。また、高齢単身者の場合は１０％、高齢夫婦世帯は１２％が今の飛騨市の現況であります。今、飛騨市に求められていることは、高齢者がいつまでも元気で安心して暮らせる生活環境の整備のため、私は大胆な施策の実行であ

ると思います。

そこで、次について市長の見解を伺います。１つは、克雪住宅補助金についてであります。高齢者が安心して暮らすためには、大変な重労働で危険を伴う屋根の雪下ろし作業が高齢者にとって重荷でありますし、大きな負担であります。合併後、それまでバラバラだった補助金制度が平成１８年度に統一され、克雪住宅補助金は増額改定されました。市民に大変喜ばれている事業であります。

そこで、３つについて質問します。この補助金制度、今日まで利用された方は何人おりますか。２つ目は、この補助金制度はぜひ続けてほしい事業でありますが、今後の事業継続について市長の見解を伺いたいと思います。３つ目ですが、克雪住宅の工事費は２００万から３００万と高額であります。高齢者世帯にとりまして、大きな負担であります。市内企業、業者、勤労者には利子補給制度がありますが、一般市民、高齢者にはありません。市民と企業の公平性を保つために、市民の借入金に対して市が利子補給制度を考えられないか。

２つ目ですが、原油価格高騰から高齢者を守る対策ということで、円安によって原油価格が高騰しており、市民生活を窮迫し、特に高齢者の生活が脅かされています。政府は、原油高騰に対していまだ対策を立てておらず、早急な国の支援は期待できません。

飛騨市では、平成１９年、２０年に灯油価格の高騰による暖房費用が高額になってきたことから、高齢者の世帯に対して緊急的に暖房費用の一部を助成されました。ぬくもり灯油券と銘打ちまして、平成１９年は6，０００円、２０年には1万円が支給され、大変好評を得た経緯があります。

そこで、次の点を伺います。２年間の灯油券の事業費は国の補助を得て約１，５００万、対象世帯が１，０００世帯だったことですが、もし今回実施された場合、対象人員の動向は、その後の動向はどうか。２つ目ですが、今年の３月議会では同じような提案がありまして、答弁では、間もなく春を迎え、灯油価格は安定すると。冬を迎える時期に経済状況、価格状況を見て検討するとのことでありました。まさに今がその時期であります。ぬくもり灯油券の支給を、ぜひ復活していただきたいと思います。

それから、高齢者の健康増進のためであります。市では介護予防事業で、いきいき体操や元気体操、脳の健康づくり教室が計画、実施されております。市民の中では、特に健康体操の指導者を迎えて実施されている団体もいくつかあります。また、地域公民館や老人クラブが主体となって、高齢者の健康づくりに取り組んでおられます。

そこで、3点について伺いますが、健康体操などの介護予防事業の実施状況はどうか。それから、地域公民館との連携はとれているか。３つ目に、桜ヶ丘体育館の通年開館を検討していただきたいということであります。以上です。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

皆さん、おはようございます。高齢者が生きがいをもてる大胆な対策について３点のご質問をいただきましたが、私からは、１点目の克雪住宅補助金についてお答えします。

克雪住宅整備補助金制度につきましては、旧宮川村では平成４年度、旧河合村では平成５年度、旧古川町では平成８年度から同趣旨の補助制度が設けられていましたが、補助金算定方法や限度額が異なっていたため、町村合併を機に補助率等を統一し、市内全域を対象とした制度として制定しました。その後、平成１８年度からは補助率および補助額補助限度額をそれぞれ従前の２０％、１５万円から、３０％、３０万円に引き上げるとともに、一定の要件を満たす高齢者、障がい者世帯等につきましては、特別世帯として５０％、５０万円とする制度拡充を行い、現在に至っております。

そこで、一つ目の補助金利用人数についてお答えします。平成２４年度までの実績としましては、町村合併前からの累計は１，８８６件で、そのうち合併後の９年間に限っても１，２８８件に対し補助金を交付しており、今年度、今日現在で２６件の申請を受けています。

次に、二つ目の今後の事業継続についてお答えします。平成２２年３月策定の飛騨市第二次行政改革アクションプランでは、合併特例期間終了後の市の財政負担を軽減すること、申請件数が平成１８年度の２６４件をピークに減少傾向にあったことから、平成２５年度限り制度を廃止する計画でありました。

しかしながら、昨年度末までの累計補助実績件数は、市内持ち家総数の２５％程度であり、また、平成１９年度以降も毎年１００件前後の申請があることから、多雪地域であって高齢化が進む本市におきましては、今後も克雪対策工事の実施を希望する世帯が見込まれること、冬期間における住宅屋根の雪下ろしに係る負担を軽減することが居住環境の向上、特に高齢者世帯の定住促進対策として有効であることから、本制度を継続していきたいと考えております。

次に、三つ目の利子補給制度についてお答えします。克雪住宅整備に要する工事費につきましては、整備方法、規模によって大きく異なり、申請が多い融雪式および落雪式に係る平成２４年度における１件当たりの平均補助対象事業費は約１１３万円でありました。

民間事業に対する市の支援については様々な方法がありますが、克雪住宅に関しましては、整備に要する経費に対し補助を行い、さらに補助率および補助限度額の拡充等も行ってきており、補助金を除いた個人負担分に対しての利子補給を行う考えはありません。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長　谷澤敦子　登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

皆様、おはようございます。それでは、山下議員ご質問の２点目、３点目についてお答えいたします。はじめに、原油価格高騰から高齢者を守る対策について、お答えいたします。

緊急福祉灯油券、いわゆる、ぬくもり灯油券の交付につきましては、平成１９年、２０年度において原油価格が著しく高騰したことにより、国の緊急対策、これは特別交付税措置等でございますが、県の支援もあり、緊急措置として実施をいたしました。

前回の対象世帯は、約１，０００世帯でしたが、今回実施するとなると、対象世帯については１，１００世帯程度が見込まれます。

３月議会でもお答えいたしましたが、当時は灯油価格が１リットル当たり２０円以上、最終的には３０円～４５円ほどとなりましたが、急騰する中で、高山市、下呂市とも相談しながら実施をいたしました。

過去１６カ月間の動向を見ますと、昨年７月を底値としまして、今年２月でプラス１４円、９月２日現在ではプラス１３．４円と、当時の３０円から４５円の値上がり幅には及んではおりません。9月２日現在、３月議会でお答えした時点と比較をしましても、価格も少し安く、値上がり幅も低くなっております。

また、灯油だけが値上がりしているというわけではなくて値上がりしたものもあったりしますので、灯油だけに特化した助成が適切かどうかという問題もあろうかと思います。したがいまして、灯油券交付につきましては今のところ考えておりません。

続きまして、３点目のご質問であります高齢者の健康増進のために、の１点目と２点目についてお答えいたします。

はじめに、１点目の健康対策等の介護予防事業の実施状況についてお答えいたします。基本的には地域包括支援センターが実施をしています介護予防事業は、１次予防事業と２次予防事業に分けられます。１次予防事業には、いくつか種類がございますが、基本的には、健康な６５歳以上の高齢者を対象としまして職員による指導等を３カ月ほど実施した後、ボランティアによるサポーターの協力を得ることもありますけれども、自主活動として継続していただいています。

平成２５年度の状況としましては、いきいき体操については、職員が指導する地区は、古川町３地区、神岡町７地区、河合町４地区、宮川町６地区。自主活動をされている地区は、古川町２１地区、神岡町１地区、河合町と宮川町はゼロという状況でございます。これらの参加実人員は、５７４人であります。

同じく、１次予防の元気体操は、職員が指導する地区は、古川町、神岡町それぞれ２地区。自主活動されている地区も古川町、神岡町それぞれ２地区であります。参加実人員は、７３人となっています。

また、認知症予防の脳の健康体操は、古川町で実施しておりまして、参加実人員は１２名であります。

要介護、要支援状態になる可能性が高い高齢者を対象にした２次予防事業につきましては、古川町と神岡町で実施しており、参加実人員は１９名です。送迎を行うため河合町、宮川町で必要な方については、古川町に参加していただいています。

また、閉じこもり・認知症予防事業は、４町それぞれで実施し、参加実人員は６９人という状況であります。

続きまして、２点目のご質問であります地域公民館との連携について、お答えいたします。公民館は、地域に根ざした文化活動、学習活動の場であり、住民の生涯学習や地域の交流とふれあいの場として利用されています。

公民館では、生涯学習講座等を開催し、その中から自主的なサークル活動が生まれています。今日の人口構成が大きく変わる状況下におきましては、介護予防事業や健康づくりも生涯学習の一環として、あらゆる機関、団体、個人等と連携し、普及、啓発活動を活性化し、参加率を上げていくことが重要であると考えています。

また、高齢者の皆様が生きがいとして、そうした事業の参加者という立場で参加されることはもちろんですが、事業を支える側のボランティアとして関わっていただくことも大切になると思われます。これらのことが、地域福祉を進める上で必要な地域の意識の熟成等につながっていくものと考えております。

地域の公民館を使用する際の使用料につきましては、現在、必要な地区と無料の地区が混在しています。このことについては、それぞれ地区のご事情もあるものと思います。自主化をする際には、そのグループから希望があれば、地域公民館の管理者等に対しまして活動の趣旨を理解願い、無料化等の協力もお願いするように文書を出すなどの支援はしているところであります。

しかし、各種サークル活動で使用料を取っておいでの地域に対しましては、それ以上の協力依頼は難しいというふうに考えております。したがいまして、これまでも介護予防事業ですとか、健康などに関しての講座の開催を行ってきたところではありますが、先ほど申し上げましたように、生涯学習、地域福祉という視点で必要とされる支援については、また積極的に実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長　谷澤敦子　着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長　石腰豊　登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

おはようございます。それでは、３点目の桜ヶ丘体育館の通年開館を検討されたい。日曜日と月曜日の入れ替えも含むという件でございます。

桜ヶ丘体育館の通年開館につきましては、過去に同様のご意見をいただき平成１７年度に試験的に運用された経緯があります。当時は、日曜日夜間の利用実績がほとんどないことから、休館日である月曜日夜間の開放を行うことで、利用促進につながるのでは

ないかとのご意見に基づき、試験的に実施されたものであります。

資料が残っておりませんので具体的な数値は不明でありますが、運用の結果として、利用される団体は団体間の事前調整により活動日を決めておられ、月曜日の開放を行っても新規利用者、団体等の利用促進につながらなかった、とのことであります。このことから、従前の月曜日休館に戻っての運営が現在まで行われております。

議員ご提案の通年開放についてのご意見は、今のところ届いてはおりませんが、今後施設を利用されます個人および団体からのご意見を広くお聞きし、開館要望が多数と判断される場合には、利用者増となり健康保持増進にもつながります利用施設の開放への検討を行いたいと思っております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長　石腰豊　着席〕

○１５番（山下博文）

克雪住宅事業を継続されるということで、ホッとしているのですが。なぜ、こんな質問をしたかということですが、いつかの予算委員会で市長が答弁された中で、平成２５年までを検討しているという答弁があったことが脳裏から離れていないのです、私は今でも。それで、今の担当部長の説明でいいのですが再度、市長の思いを聞かせてください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

克雪住宅の整備につきましては、山下議員ご指摘のとおり、これから高齢化率がどんどんと上がってくるということでございまして、積雪寒冷地においてお年寄りが一番困るのは、雪のまたじということは常々聞かせていただいている中で、今ほど言いました高齢化率が上がる、そんな中でこの事業を取りやめて、打ち切るということにつきましてはいかがなものかということで検討しまして、今のところ継続をするということに決定したということでございますので、現在の条件の中で継続をさせていただきたいということでございます。

○１５番（山下博文）

この借入金に対する利子補給です。考えていないということですが、常々、市長や副市長が市民の公平性と言いますか、制度の公平性というようなことを吹聴されて、私もそうだというふうには思うのですが。そういうことからして、この高齢者にとって、業者の皆さんや勤労者はそれぞれ制度があって、補給金があったり、それから貸付けを利用したりという制度があるのですね。ところが、残念ながら高齢者にとりましてはないのです。私がここで取り上げているのは、公平性を取り上げているのです。市民でそういう利子補給、補給金というようなことについての制度の公平性と言いますか、そこら辺について市長に公平性についてご質問いたします。

◎議長（内海良郎）

　答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

　お答えをさせていただきます。山下議員が例に出されているのは、例えば小口融資の利子補給の例だというふうに思いますが、小口融資につきましては、小口融資を受ける際に審査を受けなければなりません。この審査業務に係る費用につきましては、助成をいたしております。

　また、具体的に融資を受けられたものにつきましても、その利息につきまして、３年間に限り利子補給を行っているところでございます。こうした制度と今回の克雪住宅の補助金の利子補給の違いでございますが、今回の克雪住宅につきましては事業そのものに対して補助を行っている。小口融資の場合は、借入金に対する利子補給だけでございまして、その前に行われております、当然会社等におきましては設備投資とか、運転資金に回されるというふうに思いますが、その本体に対する補助は行っておりません。今回の克雪事業につきましては、部長が説明で申しましたように３０％、３０万円という助成をもとで行い、その上で補助金が乗らない残額についてまで利子補給を行うということにつきましては、ほかの補助事業と比べまして公正な補助金と言いますか、事業にはならないのではないかということで、部長が答弁を申し上げましたように、補助残につきましては利子補給をしないということで進めたいというふうに思っております。

○１５番（山下博文）

　考えはいろいろあるのでしょうが、この克雪住宅事業、今市長の答弁で継続していかれるということなので、ぜひとも、この考えを変えないようにお願いをしたいと思います。

　それから、この灯油券のことです。前は、ぬくもり灯油券という事業名であって、特別交付税を財源にして実施されたというふうに記憶をしているわけですが、ちょっと視点を変えて今年のアベノミクスの何本矢の一本矢ということですが、元気臨時交付金というものが政府で検討されて、そしてこれを地域の活性化に向けて事業計画を立てたら、それに交付されるというようなものだと認識をしているのですが、現在、その元気臨時交付金の支給される額がどれくらいなのか。それから、対象事業ですね。前は確か、建設事業だというふうに言われて、答弁があったように記憶しておりますが、そういうふうな硬直したようなものなのか。全体的な地域活性化に使えるようなのか。このことについて、現況についてご質問いたします。

◎議長（内海良郎）

　答弁を求めます。

□財政課長（水上雅廣）

　ただ今の山下議員のご質問にお答えさせていただきます。

　今のご質問は、地域の元気臨時交付金。昨年、創設されたものに関するものと理解し

ておりますけれども、このことに対しましては、交付を予定しております額につきましては約１億５，０００万でございます。中身でございますけれども、これは制度要綱の中で交付対象事業ということがうたってございますけれども、その事業につきましては、あくまでも建設公債が発行可能な事業に関するということに限定されておりますので、要は普通のハード事業に充当しなさいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○１５番（山下博文）

私は、できればこういう臨時交付税ですから、いろんなものに使ってもらえればと。財源が１億５，０００万あるということですから、今の答弁ですと建設関係に使う、限定されているということですが、できればというふうに思っていたのですが。

灯油券のことですが、今の部長の答弁ですと平成１９年、２０年頃と比較して、それほど高騰していないということで、その事業は、発行は考えていないということですね。今は、私は皆さん高騰していると思っていますよ。従来とそんなに変わらないです、なんてことはない。ガソリン価格が今１７０円、灯油は１００円になってきておりますから、非常に環境として高騰になってきている。冬を迎え、まだそれほど実感はないのかもしれませんが、冬を迎えれば当然、暖房費用がかさんでくるということは予測をされているわけです。こういう答弁ですと、こう言いたくなるのですが。それでは、どのくらい上がったら考えるのかということを、もし考えがあったらお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これは数字的なことで判断すべきかどうかということは、ちょっと疑問はありますけれども、実際今１００円でございまして、１９年、２０年のところでは１３０円以上あったという、リッター当たりでございますが。そういった中で国、県が、これはということで応援をしてくれたということもあって、このような「ぬくもり灯油券」というものを発行したわけでございます。先ほど部長が言いましたように、今のところそれまでに至っていないという判断でございます。

それで、今後ですけれども、どんどんどんどん上がって行ってとなれば、国、県もこのまま放っておくということは考えられないということも思われますので、この辺は状況をしっかり把握した上で判断をしなければならない時期が来れば、やはりそういった高齢者向けの支援というのは考えていかなければならない時期は来るかなというふうに思うわけでございますが、今の時点ではそこまでは至っていないということでご理解いただきたいと思います。

○１５番（山下博文）

灯油券のことは前回、市長が答弁あったように、国や県の支援があった、ガーッと上がりましたから。今の政府は、この原油価格高騰に対しては、対策部は作ったと聞きま

したけど具体的な動きがありませんし、ここにも言っておりますが早急な支援は考えられないということで、認識がやはりそこまでなのかという。認識というのは、それほど上がっていないという認識ですが、そういうことなのかと思いますが、ぜひ、今の市長の答弁にありましたように、そういう時代になったら検討していただきたいと思います。

それから、高齢者の健康増進ことですが、地域公民館にお任せしながら共同の事業をやられているということでありますが、これも公平性の問題もあるのですが、部長の答弁にありましたように、公民館によって使用料を取ったり取らなかったりと。どこまで理解をされるかということです。ぜひ、市のほうで使っておられる公民館に対して、そういう理解を求めているということなので、徹底してやっていただきたいというふうに思います。それでは、次の質問に入ります。

２点目ですが、レールマウンテンバイクであります。ＮＰＯ法人まちづくりネットワークが実施されておりますレールマウンテンバイクは、人気が非常に高く、今年は８月まででで１万７，０００人の入場者があり、今年度は２万５，０００人が見込まれております。同法人は、運行範囲を現在の旧鉱山駅前から北部への延伸を強く望まれていると聞いております。今回の一般会計の補正で、運行の可能性を検証する調査費が計上されております。非常に前向きな対応だと評価するものであります。そこで、２点について伺います。

調査の具体的な計画についてお聞きしたいと思います。それから二つ目は、過日の木地屋地内の１０トン余りの落石、そういう事故がありましたけれども、高山国道事務所、飛騨農林、神通砂防事務所が協議をされたと聞きますが、現在どういう協議をされているかお聞きします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長　柏木雅行　登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、２点目のレールマウンテンバイクについてお答えいたします。

まず、調査の具体的な計画についてでございますが、大きく分けまして、点検計画等の立案、安全計画の立案、予算計画の立案と３分類されます。

点検計画の立案につきましては、対象をＮＰＯ法人から提案のあった旧漆山駅を起点とする３㎞の「渓谷コース」とし、現地踏査を行い、主に橋梁やトンネルなどの構造物の危険箇所を抽出し、その点検方法や維持修繕工種等の計画を立案いたします。

次に、安全計画の立案につきましては、例えば、橋梁上の柵や転落防止ネットの設置など必要な安全対策について計画を立案します。なお、本計画には、安全対策を施す構造物そのものの健全性を担保する必要があるため、併せて既存構造物の健全性を確保するための計画立案も含みます。これは、例えば、橋梁に転落防止ネットを設置する場合、

降雪等によりましてネットに積雪荷重がかかり、ネットそのものを維持することができないことがないよう、既存橋梁を修繕する必要もあることから検討の対象とするものでございます。

最後に、予算計画の立案ですが、先に述べました点検計画に基づき、橋梁、トンネル、法面等に関する点検費用を算出するとともに、概括的な維持修繕計画を立案し、必要な維持修繕費用の算出を行います。加えて、安全計画に基づいた安全対策経費を算出することといたします。以上が、今回想定しております具体的な実施計画の内容ですのでよろしくお願いいたします。

次に、７月７日に発生しました落石事故への対応についてお答えいたします。

事故発生を受けまして、国土交通省高山国道工事事務所にて、さらなる落石を防ぐべく、今回の落石箇所を中心とした範囲に対し、大型土嚢を設置する緊急対策が同日より実施されました。７月１２日には、関係機関である、国土交通省中部地方整備局、岐阜県、市役所の３者による対策会議を開催し、具体的な対策は国土交通省で検討を行うこととなりました。

その後、国土交通省による専門家を交えた現地確認が行われ、８月２日には、２回目の対策会議を開催しました。現在、国土交通省では落石の発生源での対応を行うべく、モノレールを設置し資材を発生源箇所に運ぶなどしながら、対策工事にあたっていただいております。市としましては、人命が最優先でございますので、国土交通省に全面的に協力してまいります。

〔企画商工観光部長　柏木雅行　着席〕

○１５番（山下博文）

今、具体的な計画ということで、何といっても安全が第一だという考えのもとで点検をされるということです。十分検討していただきたいと思います。このＮＰＯの記載にも応えられるよう、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、この落石というか転石、幸い軽トラックが接触した程度で済んで良かったのですが、今言われたように国交省、神通砂防などが検討されて、具体的にそういう作業を進められているということであります。今のような台風が来ると、また心配をされるわけですが、ぜひ市が協力をしながら、この対応に臨んでいただきたいと思います。

それでは、次の３番目です。市民病院の医師体制についてお聞きいたします。

今年から常勤医師３名、非常勤の先生方は２６名ということですが、となって大変厳しい状況の中で、地域医療それから救急患者に日夜努力されている病院長はじめ医師、看護師、医師確保に奔走されております関係者の皆様に敬意を表するものであります。神岡町、上宝町の住民有志で、今年６月に「市民病院を守る会」が立ち上げられました。市民病院を地域で支える取り組みが始まっております。４点について伺います。

１つは、今年度の外来患者、入院患者数の推移についてであります。これは、常勤医師が５名から３名に減ったということで、どのような動向になっているか、推移となっ

ているかということであります。それから二つ目ですが、今年度当初予算に載っております医師招聘事業として専門コンサルに委託されているが、この医師確保の進捗についてお聞きします。三つ目ですが、市長は議長、副議長と一緒に富山大学附属病院に出向かれまして、医師派遣などを要請されました。先生方の対応はどうであったかということであります。四つ目ですが、守る会は今まで３回集会を開きまして、市民病院の実情、それから地域が支える重要性を訴えられております。今後も各地域で活動の輪を広げていく計画であるというふうに聞いております。活動には、会報の発行、資料作成という経費がかかると思いますが、支援はできるかどうかということであります。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔病院管理室長　川上清秋　登壇〕

□病院管理室長（川上清秋）

おはようございます。それでは、飛騨市民病院の医師体制について４点質問をいただきました。それぞれお答えをさせていただきます。はじめに、今年度の外来患者数、入院患者数の推移についてでございます。対前年比でということでございますので、それに対してお答えをさせていただきます。

今年度の外来患者数は、８月末で２２，５５７人、１日平均２１２．８人となっております。昨年度の８月末の外来患者数は、２３，７８８人、１日平均２２４．７人で、約５．２％１，２３１人減っております。

また、入院患者数については、同じく８月末現在で延べでございますが、９，０６４人、１日平均６５．１人、病床利用率は７１．５％。昨年度は９，１７９人、１日平均６５．９人で、病床利用率は７２，４％。昨年度と比べるとわずかに減少はしておりますが、同程度となっております。特に、外来患者数の減少は、常勤医師が大きく影響していると考えています。引き続き、医師確保に鋭意努力してまいります。

２点目でございます。医師招聘事業としての専門コンサルに委託されているが進捗について、ということでございます。

今年度予算計上させていただいておりますが、年度当初、富山大学附属病院から６月頃に常勤医師の派遣ができるかもしれないとのことと、今年の３月に神通川プロジェクトで合宿セミナーが行われました。その合宿セミナーに参加されました、名古屋市内の病院に勤めてみえる医師が、当院への就職を希望されているとの情報を得まして、この医師との接触を試み、当院を見学していただきました。

今の経営状況の中で、この事業に向かうよりも２人に期待し、説得を続けていこうという医局等内部意見と、６月から高山赤十字病院、富山大学附属病院の臨床研修医が、２週間から１カ月間の日程で当院で地域医療研修をされることで、初診の外来患者を診ていただけることや、入院患者を持っていただけることなど大きな力になることから、見合わせた状況です。現在、富山大学附属病院から、１名の医師が１カ月間の研修を当

院で受けられております。

しかし、６月になっても富山大学附属病院からの常勤医師派遣はされず、また、８月に名古屋市内の病院を訪ね、相手方病院の院長、副院長と意見交換をしましたが、その時点では、その医師の退職については了承できないという結果に至っております。ただ、本人の気持ちとしては、飛騨市民病院で勤務したいという気持ちはしっかり持っていただいていることは確認をさせていただいておりますので、引き続き説得に努めたいというふうに思っております。

富山大学附属病院からの常勤医師の派遣についてでございますが、１０月から可能との連絡をいただいております。この招聘事業につきましては、今後も医局と協議しながら検討をしていく考えでおります。

次に３点目、市長は議長、副議長と富山大学附属病院に出向き医師派遣を要請されたが、大学病院の対応はいかがだったか、についてでございます。議会として飛騨市民病院の医師不足に対しまして、富山大学附属病院長に対し協力・支援要請をしていただきましたことに対しまして、この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

富山大学附属病院長からは、「県境にある病院は行政区が違っても、しっかり守っていかなければならないと思っている」、「飛騨市民病院も当然しっかり見ていかなければならない」、「石川県境は金沢大学がしっかり見ている。岐阜県境は当院が見ていかなければならない」、「ただ、富山大学病院も医局に残る医師が増えてくれない」等述べられました。飛騨市民病院への協力・支援はしっかり行っていくとの返事をいただいております。

また、常勤の医師を派遣することで勤務医師のマイナス面として、大学病院で行われますカンファレンス、カンファレンスといいますのは、医師同士が行う症例検討会のことで、患者の症例情報交換や治療方法、治療方針を話し合う場でございます。これへの参加ができないことがあると考えている。どこの病院にいても大学病院のカンファレンスへの参加ができよう、通信環境の整備をしていくことも一つの方法であると述べられました。この通信環境整備については、当院へ来ていただいている医師や、大学病院側と調整しながら進めていきたいと考えております。富山大学病院第２外科からの常勤医師の派遣は、１０月から行われるよう準備を進めているとの回答をいただいてきました。

４番目に、「守る会」への支援についてでございます。飛騨市民病院を守る会への支援として、会報発行に伴う用紙は病院から提供し、印刷については振興事務所の印刷機を使用しております。「守る会」では、会員がある程度まとまった時点で規約等を整備し、総会を開き会費等を決定し、その後は会費等で会報発行経費など「守る会」に係る経費を賄っていく予定と聞いております。

また、市からの補助金の交付については考えておられないようです。病院としては、会議会場の確保、会報発行に伴う印刷等について支援していきます。現在、会員の申込み数は５０名程度とのことでございます。引き続き、医師招聘に対するご支援をよろし

くお願いしたいと思います。以上でございます。
〔病院管理室長　川上清秋　着席〕
○１５番（山下博文）
富山大学からの派遣について、１０月から一人の先生が可能だという答弁でありましたし、もう一人の先生に来ていただけるよう再度要請するということであります。そうすると、この１，２００万円の予算を付けておりました招聘事業、これは今は見合わせるという答弁であります。それはそれでいいと思いますが、ぜひ、この富山大学、それからもう一人の医師の派遣についてご努力をいただきたいと思います。
それから、守る会の助成につきまして、病院のほうで印刷程度の支援はするというお話ですが、私はこれで結構だというふうに思いますので、ぜひ地域医療というものを市民全体、地域が支えていかなければ、市民病院の将来について非常に不安を抱くということでありますから、地域の皆さんも支援してかなければということだというふうに思います。このようにせっかく立ち上げていただきましたので、皆さんもご理解をいただきたいというふうに思います。いろいろご答弁をいただきましたけれども、ありがとうございました。以上、私の質問を終わります。
〔１５番　山下博文　着席〕

◆休憩
◎議長（内海良郎）
ここで、質問者名取り換えのため暫時休憩といたします。

（　休憩　午前１１時０１分　　再開　午前１１時０２分　）

◆再開
◎議長（内海良郎）
それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に１７番、籠山恵美子君。
〔１７番　籠山恵美子　登壇〕
○１７番（籠山恵美子）
おはようございます。お許しをいただきましたので３点、市長に質問をさせていただきたいと思います。
まず、第１点目、土砂災害特別警戒区域で起きている問題について伺いたいと思います。神岡町地内に建設中の民家が土砂災害防止法によりまして、県が指定する土砂災害特別警戒区域にあるため、工事が差し止められている。７月末、神岡町自治会連合会と議会との意見交換会で、このような事態が分かりました。なぜ、そのような事態になってしまったのか、この間（かん）、私なりに改めていろいろ調査をしてまいりました。
この飛騨市には、土砂災害防止法によって県から危険だと指定された区域がたくさん

あります。土砂災害警戒区域と特別警戒区域があるわけですけれども、とりわけ危険な特別警戒区域、これをレッドゾーンと言いますが、このレッドゾーンは宮川町に６４カ所、河合町に９３カ所、古川町に９２カ所、そして神岡町には何と３３７カ所の特別警戒区域が存在します。

特別区域に指定されますと、いろいろ規制や制約が出てくるわけです。今回、工事の差し止めが起こった背景には、いくつかの不幸な要因が重なってしまったということも言えると思います。そのことについては、今から市長に具体的に、そして正確に説明していただきたいと思いますけれども、同時にこの事例は神岡町だけの問題ではなく、飛騨市内のいわゆるレッドゾーンに居住する多くの市民の方々が安全・安心に暮らせるかどうか、今後の市の対策にも関わる重要な問題として捉えなければならないと私は考えています。

そこで、伺います。まず一つに、今回の特別警戒区域での工事差し止めの根拠と、この間（かん）の経過、それを丁寧に説明してください。さらに、県、市の対応は当時どうだったのかも伺います。

二つ目に、これは県の問題だというだけではなく、市民が今大変に事態になっているわけですから、市民の安全を考える飛騨市としてどう解決するのか。あるいは、市独自では何も解決できないのか。この辺りを伺いたいと思います。

三つ目に、このような事例は全国にあるという話を担当部から聞きました。ならば、なおさらのこと同じことが市内の他地域で発生しないように、再発防止の抜本策として法律の整備や見直しが、県とともに一緒になってやることが必要ではないでしょうか。市の姿勢を伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

土砂災害特別警戒区域で起きている問題についてお答えします。

土砂災害防止法は、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害から国民の生命･身体を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転促進などのソフト対策を推進しようとするもので、平成１３年４月に施行されています。

神岡町内における土石流および急傾斜地崩壊の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンは、県が区域指定する前に各地元を対象に説明会を実施して周知を行い、平成２５年1月２５日に指定しています。

レッドゾーンに指定された場合、居室を有する建築物については、新築や増築を行う際に土砂災害に耐えることができる構造の規制がかかり、都市計画区域外であっても建

築基準法による確認申請が必要となる場合もあります。

法律適用の有無につきましては、建築基準法第３条第３項の規定により、区域指定日に現に工事中の建築物かどうかで判断されます。ここでいう現に工事中とみなされる工事の着手とは、現場での工事の着手とされており、指定日以降に工事の着手が行われた場合は、建築基準法により構造規制がかかり、適合しない場合は違反建築物となるため、特定行政庁、飛騨市におきましては飛騨建築事務所が是正指導を行うこととなります。

神岡町地内に建築中の民家について、レッドゾーンに指定されている箇所で、区域指定日以降に工事に着手されており、建築基準法による構造規制に適合していないため、現在飛騨建築事務所が工事の一時中止を指示し、安全に居住できるための構造を確保するよう報告を求める措置を行っている事案があります。

市としましては、市民の安全確保のため、土砂災害に対する必要な情報を市民に周知し、円滑な警戒避難体制を確立していくとともに、土砂災害ハザードマップを作成して市民への配布を行っていきたいと考えています。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　着席〕

○１７番（籠山恵美子）

すみません。１～３までまとめて答弁してくださったというわけですね。

今、ざっと経過を説明していただきました。この問題で微妙なのは、時期的な問題だと思っています。先ほど部長の答弁では、平成２５年1月２５日、今年ですね、これが特別警戒区域と指定されたということです。この方が３月に契約をし、５月に工事を始めたという情報も入っています。そういうことで、確かに指定された。つまり、告示がされて以降契約し工事がされたということなのですが、実際には今のところは一時中止を求めている。建築事務所に対して何らかの報告書を求めているけれども、それも出てこないと。硬直状態ということなのですが、でも、工事は進んでいるようです。

先日、私も現場へ行って見てみました。確かに、その工事をされている場所の数メートル先の道路上に、道路のそばに看板がありまして、ここは危険区域だと。ここに建設するときには建築事務所への申告が必要ですというような看板が立っておりました。ちょっと剥げておりましたけれども。数メートル先にそういうものがあったにもかかわらず、こういう事態になってしまったということなのですけれども。

私もいろいろ調べまして、実際にはこの問題を解決するために、ではこのまま硬直状態でいいのかという問題ですね。やはり、それには大変ご家族にとっても不幸なことでありますし、何らかの形で解決しなければならないと思いますけれども、今、２番の市はどう解決するのかということについて、答弁がありませんでした。私はいろいろ調べましたら、物事にはやはり、特にこういう大きな物事については周知期間、あるいは猶予期間というのがつきものだと思います。先ほど、部長の答弁では、この県が指定する前に、つまりここが危険区域だと告示する前に説明会を行ったということです。これは、実際にいつ頃、どのような形で説明会をされ、また、この施主の方はここに参加をされ

たのかどうか。その辺り、当時の状況を教えてください。
◎議長（内海良郎）
答弁を求めます。
□基盤整備部長（川瀬智彦）
それでは、お答えさせていただきます。
まず１点目に、市がどう解決するのかというところの説明がなかったということでございましたけれども、これも答弁の中で申し上げさせていただきましたように、神岡町の事案につきましては、建築基準法に基づき、飛騨建築事務所が安全に居住できるような構造を確保するよう報告を求めているという措置を行っているものでありまして、市としましても県により法令に基づいた適正な手続きが行われているというふうに認識している状況でございます。
また、もう１点目の告示におきまして、同説明会が行われたかということでございますけれども、この説明会につきましては、昨年の９月に県の古川土木事務所と市のほうと立ち会いまして説明会が行われました。その時に、今の事案に関します方は、この説明会のほうに参加していたというふうに確認しております。
○１７番（籠山恵美子）
市としては、県がやっていることだから市としては動けないというか、動かないということですね、つまり。そういうことですね。実際に、その説明会は昨年９月に行われていたということですけれども、ここでやはり大事なのは周知期間ですね。この法令には、特に周知期間とか猶予期間とかという規定はないようですけれども、例えば家を１軒建てるということは大変な、多大な金額、資金を要するわけです。私もハウスメーカーなどの業者さんに聞きましたら、家を１軒建てるにはやはり、まず資金のやり繰りをどうするかから始まって、どういう家にするかということも含めて平均で大体６、７カ月はかかるそうです。そうしますと、家を建てるのにそれだけかかるわけですから、その建つ家の周りがどういう状況であるのか、それが本当に建てられるのか。建てるとすればどういう措置が必要なのかということの周知というのは、さらにもっと期間を取らなければならないと思うのです。あまり良い例ではありませんけれども、例えば何か犯罪を起こしたものでも執行猶予というのがあります。執行年数ほど、あるいはそれ以上の猶予期間を持ちます。また、公共料金を支払うときにも、１回引き落とされなくても猶予期間というのがあります。滞納金を取られる前にちゃんと猶予期間があります。こういう家を建てるという大きな買い物、あるいは大きな計画を個人でするときに、その地域がどうであるのか、その地域が例えば今回のようにこのように指定されたときに、その前後にこの方は計画を立てていたわけですよね。３月に契約、５月に工事着手ということは、その前からいろんなお金のやり繰りから、計画を立てていたのではないかと思います。私も家を最近建てましたので、よくその苦労が分かります。そういうことで言いますと私は、市はやはり県と一緒になって、この法律そのもののある程度の整備も、

国にものを言っていくべきだと思うのです。しかも、こういう時期が、周知期間というのと前後した大変微妙なデリケートな時期に家が建ってしまった問題ですから、私は、この特別警戒区域あるいは警戒区域に関するハザードマップに関する説明会、それというのはそれから周知をさせる、猶予期間、そういうものは少なくとも半年、あるいは1年くらい必要ではないかと思っているのです。でないと、もし自分の建てる地域がレッドゾーンで大変なことになったというときに、それを修正するにも大変時間がかかるわけです。では、今建てている設計図をどうするのか。さらに、要するに土砂崩れがあったときに、それに耐える構造に変更するにはどれだけの資金を追加しなければならないのか。あるいは、国には融資制度もあります。こういう土砂崩れなんかを予防して家を建てるときに、そういうお家に限って融資する融資制度もありますけど、その融資制度を利用するのにどれだけの申請と、それが認められて許可されるまでにどれだけの期間があるのか。こういう大変な問題なのです。ですから、私は大変不幸な問題で、この家を請け負った業者の問題もあるでしょうけれども、ここはその業者は契約破棄をされてしまったそうですけれども、ここはやはり市が何とか県と一緒になって、国の法律の整備向けて力を出すべきではないかと思うのですが、その辺り部長は県におられて、私なんかこう言うまでもなく、いろんなことを知っておいででしょうが、この辺りはいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

この法律の猶予期間につきましては、これは今の災害防止法ならびに建築基準法のほうで規定されておりますので、これに対して申し上げることはございませんけれども、今、議員ご指摘のように、家を建てるにはお金も時間もかかるという話がございます。これは、私自身も重々承知しているところでございます。ただ、この土砂災害防止法の趣旨は、まず市民の安全を守るというところが一番の力点でございます。そのために、こういう区域の指定をさせていただいて避難のときの対応を取っていただけるような、そういう区域指定であるということを、まずご認識のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

そういう中で、現在こういうような案件が県下であるという話も聞いてはおります。ただ、今この事例で申しますと、飛騨建築事務所のほうが報告を求めて、構造的に対応するような形でお願いしたいという形の報告を求めているところでございまして、ほかの事例ということを聞きますと、こういうような対応をして安全を確保しているということを聞いておりますので、現実にはやはり安全第一。お金よりも、安全第一ということを考えていただくのが本望かなというふうに考えております。

○１７番（籠山恵美子）

こういう指定は安全確保のためだと。そのとおりですね。ですけれども、この施主の

方も家が古くなって、このままこの古いままでは危険だなと思うから、やはり安全を考えて大変な資金を作って、丈夫な新しい家を建てようと思っているのだと思うのです。そういう意味では目的は一緒のはずなのですけれども、不幸にもこういうすれ違いがあって、こういう事態になってしまったということですから、建設事務所が報告を求めるのが仕事ならば、市としては何とかこの市民の方と膝を突き合わせて説得をしてでも、例えば報告書がちゃんと上がるように、あるいは今の事態を解決するために話し合いをするような、そういう手だてをぜひ今後取っていただきたいと思います。次、二つ目に移ります。

高齢者福祉は前進しているか。課題などについて伺います。

先日、９月１５日は敬老の日でした。人生を重ねてきた高齢者を敬い、長寿を祝う日です。長年にわたり地域と家族を支えてこられた方々に心からお祝いを申し上げたいと思います。

高齢者を思いやり、いたわる気持ちはもちろんこの日に限られたものではありません。今年は特に、高齢者を「豊富な知識と経験を有する」者、「敬愛される」者と位置づけて、高齢者福祉の増進と責務を明確に明文化した「老人福祉法」が制定されて、ちょうど５０年の年です。その原点に立ち返って、高齢者の暮らしや権利の現状をみんなで考え、誰もが安心して長生きできる飛騨市の実現へ、あらためて取り組みを強める機会にしていくことが大事だと考えます。

そこで、伺います。一つ目に、飛騨市の第二次総合計画には「高齢者福祉の充実」としまして計画が描かれています。その中の高齢者地域支援のネットワークの目標、これがなかなか緒に就きません。なぜ、実現できないままなのでしょうか。その要因と課題はどのようなものなのか伺います。先ほどの山下議員の質問にもありました。その答弁の中にもネットワークが大事なんだと部長はおっしゃっておりました。そのネットワークがなぜできないのか伺いたいと思います。

二つ目に、市が責任を持って、高齢者の住み慣れた地域の生活を２４時間体制で支える「地域密着型サービス」、これも大事です。施設に入所できた方は、いわば２４時間体制で見守られますが、在宅では日中だけの介護支援です。整備の見込みは立ったのでしょうか。未整備なら、その要因は何なのか伺いたいと思います。

三つ目に、和光園の改修計画がありますが、どのような内容でしょうか。これまで私だけでなく何人もの議員がこの施設の適正について問題をし、また発言をしておりましたが、あまり前進しているとは思えません。この際、和光園のあり方を見直して、特別養護老人ホームとして整備してはいかがでしょうか。市内の待機者の多さからも、特別養護老人ホームが求められているのは事実です。そして、従来の和光園、養護老人ホームの機能は市街地の空き家、これなどを活用して再構築すべきではないでしょうか、伺います。

四つ目、在宅介護サービスのメニューや質、例えば今言いました支援ネットワークや、

２４時間体制の在宅支援などが充実しないならば、やはり小規模の「地域密着型特別養護老人ホーム」、こういうものを国の交付金などいろいろあるようですから大いに活用して、やはり整備すべきではないでしょうか。これから団塊世代の高齢者社会がやってまいります。もう施設整備はこれで打ち止め、あとは在宅支援だけ、こういうことを言っていられない状況だと思うのです。施設と在宅支援は、高齢者福祉充実のための車の両輪だと私は考えています。いろいろな制度を研究し活用して、市の福祉計画を着実に前進させ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、ぜひ尽力していただきたいと思います。まさに団塊世代である市長、ご自身の将来を見据えて高齢者福祉はどうあるべきか、どうありたいと思っているのか、市長の考えを率直に伺いたいと思います。

◎議長（内海良郎）

　答弁を求めます。

　〔市民福祉部長　谷澤敦子　登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

　それでは、籠山議員ご質問の高齢者福祉は前進しているか。課題などについて伺う。の４点につきましてご質問をいただきました。まず、１点目の高齢者地域支援のネットワークの目標がなぜ実現できないままなのか。その要因と課題はどのようなものなのか。についてお答えいたします。

　第二次総合計画に盛り込んだ高齢者地域支援ネットワークは、民生委員や福祉委員、福祉協力員と区や町内会、そしてボランティアなど様々な団体・個人の連携により、１人暮らし高齢者や高齢者世帯を地域全体で緩やかに見守りながら支えることを目的にしています。市内には、そうしたネットワーク活動を意識し、組織的に実施されている地域と、そうでない地域があります。また、福祉関係の皆様だけで活動をされている地区もありますが、災害時等の支援に関しては区や町内会の人たちの協力も必要になります。

　こうしたことから市では、既存のネットワーク活動の充実と、立ち上がっていない地区での新規立ち上げのため、社会福祉協議会主催による研修会、これには市の職員も一緒に出ておりますが、開催しております。今年度はそれに、区・自治会の皆様にも出席を願っているところであります。

　しかし、全市的に見ますと人口密度や人口構成、隣との距離など様々な環境の違いがあり、また急迫度の受け止め方にも違いがあるのが実情でございます。また今年度は、１２月１日付で、御苦労願っております民生委員の改選の時期でもございます。区長・自治会長の改選も毎年あります。

　こうしたことから毎年、研修会等を継続することで、ネットワークの意義等について認識していただける方々が増えていくことを期待するところです。今年初めて実施をしました地区からは、研修会の効果を喜び、期待される声や必要性を認識されたという声をお聞きしております。全市において、一夜にしてネットワークが構築されることはあ

りえませんので、関係される方々のご協力を得て、地道な活動を着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、２点目の市が責任を持ち、高齢者の住み慣れた地域で生活を２４時間体制で支える「地域密着型サービス」は整備の見込みがたったのか。未整備ならその要因は何か。についてお答えいたします。

この「定期巡回型随時対応型訪問介護・看護」の新サービスの状況につきましては、前議会一般質問において洞口議員のご質問にもお答えいたしましたが、全国的にも整備が進んでおらず、県内でも岐阜市、大垣市など合計７事業所にとどまっております。

また、新たに訪問介護において２０分未満の短時間のサービス提供に係る報酬が創設されまして、それに伴い「短時間巡回型の訪問介護」に取り組んだ事業所も、県内では岐阜市、各務原市など都市部において１６事業所にとどまり、当市のような中山間地域においては、まだどこもサービス提供が進んでいない状況であります。

事業参入に踏み切れない要因としましては、国の事業所向けアンケート調査によりますと、第一に、夜間および随時対応の訪問体制をつくることが難しいこと。２点目には、看護職員の確保が難しいこと。３点目には、利用者の確保面でも心配があることなどがあがっています。

これを受けまして、国におきましても事業者が参入しやすくなるよう、こうした訪問看護部分などで、次期、第６期ですが、計画期においてその条件を緩和することを検討し始めており、より事業者が参入しやすい方向に制度が改正されることを期待しているところでございます。

また、県においては、県内の在宅サービスの充実のためには、短時間巡回型の訪問介護が施設同様のサービスとして、在宅で実現することが重要であると捉えられています。当市におきましても、早朝や就寝前などの短時間の介護が入ることで、在宅介護者の負担は軽減できるものとして、そこの拡充は課題であると捉えております。

そうした中で、県において、当市のような中山間地域では短時間巡回型の訪問介護の導入が皆無という状況を鑑みまして、いかにすれば中山間地域において普及できるかということで課題を整理されまして、この１０月より飛騨市を題材に現地調査を行い、中山間地域での普及方法について検討されることとなりました。この調査・分析に飛騨市も大きく関わっていくわけですが、こうした機会を活用しまして、課題解決に向けたきっかけを得られるよう取り組み、在宅サービスの現状課題に的確に対応できる策を見出して、既存の訪問介護事業所はじめ、介護事業者に参入を促していけるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、３点目の和光園の改修についてお答えいたします。

和光園は、市の措置に係る方の入所施設として昭和５７年に現在の場所に建築された建物で、定員５０人の養護老人ホームです。築３０年がたち、老朽化も目立ってきましたが、エレベーターの設置、床の全面張り替え、そして今年は自動ドアの設置など、修

繕とともに機能強化も図ってまいりました。
　しかしながら、中長期的に和光園のあり方を考えたとき、定員数の変更も含めた改築計画等、見直しが必要な時期に来ていることは間違いありません。したがって、市といたしましても現在、将来の和光園像について検討し、様々な整備の可能性を探っている最中でございます。
　養護老人ホームについては、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」という通知が出されています。この基準により、提案されております養護老人ホームの市街地の空き家利用は事実上不可能であり、特別養護老人ホームへの転換も不可能と考えるところです。
　養護老人ホーム機能は必要不可欠なことから、定員割れや入所後に要介護となった方の対応といった和光園の現状の課題解決のために、将来的にどのような規模で、また、どのような機能等を付加することがよいのか明確にできればと思っております。
　続きまして、最後に在宅介護サービスのメニューや質が充実しない以上、やはり小規模の「地域密着型特養ホーム」を国の交付金を大いに活用し整備すべきである。市の福祉計画を着実に前進させ、高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう尽力していただきたい、についてお答えいたします。
　この、特別養護老人ホームの整備につきましては、要介護認定の割合が増す７５歳以上、８０歳以上の人口や高齢者のみ世帯の増加傾向を鑑みつつ、次期第６期介護保険事業計画において、慎重に検討していく必要があると考えています。
　整備における課題としては、もちろん保険料の増加のほかに、施設運営の採算性の問題があります。これについては、８０床以上を確保しないと法人の経営が厳しいといわれており、議員ご提案の２９床以下の小規模な地域密着型特養は、単独での経営では採算が取れないケースが多く、そのため大規模特養に併設したり、他の老人福祉施設と併用するなどが適当といわれているところです。
　また、新規に施設を開設する社会福祉法人の確保も、飛騨市のような中山間地域の自治体では都市部のように容易ではないところでもございます。このほか、いつも言いますが、介護職員の確保についても課題となっております。
　整備については、既存の市内特養において、さらなる増床の可能性について検討を行うとともに、県内外からの参入希望者の情報把握にも努め、あわせて介護従事者の確保についても方策を検討してまいりたいと思っております。
　ただし、一方では、要介護者が減少に転ずる時期もいずれ到来いたしますので、その後の施設運営等様々な対応も含めて慎重に検討を要するものと考えています。
　さらに、第６期介護保険事業計画に向けた制度改正に関して、政府の社会保障制度改革国民会議が先月まとめられた報告書によりますと、今後、特養の対象者が要介護３以上の中重度の方に限定していくとの方向性が提案されました。今後は介護度による介護サービスの住み分けが、より整理されていくことが予想されますので、例えば認知症の

要介護１、２の方を対象とする地域密着型サービスのグループホームの整備拡充について検討を進めることも必要かもしれません。

いずれにしましても、この介護保険制度の動向を見極めながら、介護の度合いに応じたバランスよいサービス提供体制の整備について、総合的に取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長　谷澤敦子　着席〕

○１７番（籠山恵美子）

地域柄もいろいろありますので、御苦労は大変なものだというのは私もよく分かっていますけれども、だからといって今の部長の答弁を全体的にみると、では飛騨市はどうにもならないのか、と。もう袋小路に入ってしまっているのかという、そんな印象さえ受けてしまうのです。ですけれども、それならそれで計画を、この計画は飛騨市という地域に合わない。合わないのならば、それを入れなければいいんですよ。でも、ひな形があるのでしょうか、全部２４時間体制にしても何にしても全部網羅されていて、これは計画が必要だ、これは計画をやらなければならない、というふうになっているではないですか。だから、期待もしてしまいます。ですから、部長一人を責めるわけではないんですよ。ですけれども、だからといってこの飛騨地域に住む高齢者の方々が「じゃあ、しょうがないのか」と言っていたら、やはり安心しては住み続けられないのです。

ですから、いくつか伺いたいと思います。まず、一つ目の問題ですけれども、今年度実施したネットワークがある程度出来上がったところもあるという答弁でしたけれども、なかなかこれの計画が進んでいかない理由というのを、部長はどのように分析されているのかと思うのですが。

私は、一つには今部長が言いましたところにヒントもありまして、私が思うには。それぞれの地域の区長さんとか、それから、この１１月に民生委員さんが替わります。人が替わる時期がバラバラなのです。１月から新しく区長になる所、あるいは３月、４月と行政と同じように年度替わりしていく。人の配置換えというか、人が替わる時期がそれぞれバラバラですと。それをまとめていくというのは大変です。そういうところを、例えば福祉部がイニシアチブをとって、もうちょっと整理して、こういうところのネットワークづくりにつながっていけるように、楽にそっちにやりやすいような配慮も、あるいはそういう仕事も必要ではないかと思うのですが、なかなかこううまくいかない、そういうところですね。部長、何か率直にどのように思われますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

的確にお答えできるかあれですが、今ほど籠山議員がおっしゃったように、受け取られる地域の事情、役を受けていただいた方の思い等も様々ある中で、一斉に役員を改正して同じようなタイミングで研修ができれば、それは理想的ではございますが、現実的

にはその地区の事情、役の事情等で一斉には無理かというところがあります。その中で、今ほど答弁でも言いました、今、地域見守り活動のネットワークをしていきたいということで社協と一緒になりまして、古川町では１０ブロックにおいて、そして神岡町にも９ブロック、社協の職員また民生委員の方、区の方にも集まってもらって、この見守り体制の大切さということを本当に細かくご説明をさせていただきながら「大事なことなんだ」というふうに思っていただき、それが広がっていくと私は感じております。ですので、やはり丁寧に説明しながら熱い気持ちをきちんとお伝えして、そのことを次の役の方にもつながっていくような体制づくりを行政も一緒になってやっていくということが大事で、先ほども言いましたが、一夜にして成るものではないという意味での地道な努力をこれからもしていきたい。現実、できている地域はどんどん増えてきていることは事実ですので、これからもそこを頑張っていきたというふうには思っております。

○１７番（籠山恵美子）

地道な努力は必要だと思います。それから、やはり何といっても区長だ、あるいは民生委員だという方々、実はそういう方々はいくつもの顔を持っているのです。そういう方たちにまたネットワークで、地元で、地域でまた頑張ってくださいというのも酷な話という気もします。だから、本当にボランティア精神の強い方、そういうことを思っている方はもっとたくさんおられるはずです。そういう人材の掘り起こしということも、大事な仕事だと私は思っています。

それから、和光園の話ですけれども、これもなかなか実際にはいろんな問題がありまして、特別養護老人ホームというふうには特定した整備はできないということですので。ただ、そこにいる方が徐々に要介護になりまして、その方が特養老ホームのような対応をしてもらうことについてはできるということですので。

では、和光園に入所決定する措置。措置ですから、市が決定するわけですけれども、決定する、入る事前のところで、この方はもう少し町中（まちなか）で、それこそ健常者の方々で自炊をしながらやっていける、軽費老人ホームのＡ型、Ｂ型とかあります。Ｂ型だったら自炊ができるのです。そういうような形で、もっといろんなやり方ができるのではないか。高齢者でも元気な方はまだまだ町中（まちなか）で元気に。ただ、一人では暮らせないのであれば、複数で暮らせるような支援をしていくと。そういうことも大変大事ではないかと思うのです。

それから、３、４番目のことですけれども、２４時間体制は確かに大変です。今のお話ですと、飛騨市をモデルにこれから県が調査されていろいろ探るようですから、それはそれで良い結果が少しでも前進すればいいと思いますけれども。在宅でも短時間の巡回型介護サービスですか、早朝なり就寝前の見守りというのも、これも一つには良い方法かもしれません。そういうのをやり始めて、もう少し何かあったときにでもパッと対応できるということも、特に冬期間です。冬の間。本当に一人暮らしのお年寄りなんか大変だと思いますので、そういうこともぜひこれから計画していただければと思います。

要望を述べて、次に移りたいと思います。

三つ目に、原発避難者へ居住提供、あるいは誘致で大きな復興支援を。そして、市の交流人口増の政策につなげてほしい、こういう観点で市長に伺いたいと思います。

いまだに自宅へ帰還できない福島第一原発事故の避難者は１５万人といわれています。未就職、就職できない、あるいは健康被害などで多くの人々が苦しんでおられます。飛騨市が今からでもできる復興支援というのは、例えば農業用地をはじめ、公害のない自然環境、そして、空き家を活用した安全な生活の提供であろうと私は考えています。これまでの復興支援と、これからの被災地に対する復興支援、これはまた違うものだと今、いろいろな所で、いろいろな有識者もそういうことをおっしゃっています。市長にはぜひ本腰を入れて取り組んでいただきたいと切に願います。

今、日本列島を縦断して大変な被害が出ている台風１８号でしたけれども、この全国各地のすさまじい被害状況の報道を目の当たりにしますと、先ほど市長報告の冒頭にもありましたような被害はあったものの人的な被害、あるいは大事に至らなくて本当に良かったと、皆さん胸をなでおろしておられるかと思います。雨量規制による通行止めが２カ所ありましたけれども、１日で済みました。飛騨市は山間地の不便さは多少ありますけれども、地震がほとんどない、津波の心配がない、谷間にある地形のために竜巻の心配もない。もちろん原発も立地していない。これは、原発被災地や台風被災地から見れば、こんなに地の利に恵まれた所はないと思います。そんな飛騨市だからこそ「ああ、うちは良かった」だけではなくて、大いにこういう被災地のお役にたてればいいのではないかと私は思います。約１２、３万個ある全国の応急仮設住宅、民間賃貸住宅、借り受けも含むのですが、これは改めて直近の正しい情報の数字に訂正いたしますと、今、東日本大震災被災者のための仮設住宅には、岩手、宮城、福島３県で１０万４，０００人ほどが暮らしています。そして、福島県から県外に避難している人々が全国で６万人強いらっしゃいます。

災害救助法で定める仮設住宅の入所期限は、原則２年です。政府は、入居期間を４年間に延長しましたけれども、２０１５年中には出なければなりません。しかも。被災自治体ごとに建てられた仮設住宅の環境は、これまた劣悪であります。私も仮設住宅に行ってまいりました。被災地の方々は、つらい毎日だと聞いています。特に、プレハブ造りの仮設住宅は冬の寒さには耐えられずつらい、と皆さんがおっしゃるそうです。それでも自宅の再建もできず、災害公営住宅の建設も進まない、民間アパートは満室、こういう状況では身動きが取れません。これからの飛騨市の住居や土地の提供は、飛騨市が一生懸命取り組めば、たとえ雪が多くても、多少交通の便が悪くても、被災者の方々の心を動かし、何よりの復興支援が実現するのではないでしょうか。

市は、何かにつけ人口減少を危惧して市民にそのようにアピールしますけれども、それをどのように解決するのかという具体策が見えない限り、市民をただ不安にさせ、憂鬱にさせるばかりなのです。

しかし一方では、今の福島第一原発の汚染水問題や放射線被害から、ふるさとに帰れず、新天地をも求めざるを得ない現実を背負って大変悩んでおられる、途方に暮れておられる人々が大勢いるわけですから、被災地と飛騨市が友好的に交流しながら支援の手を差し伸べれば、復興支援とともに、飛騨市の人口減少対策にも何かの実を結ぶ一助となるのではないでしょうか。ぜひ、現地への誘致活動を具体化していただきたいと思います。

また、こういう活動はぜひ市民に呼びかけて、支援の輪を広げることも大事だと考えています。私たち市民一人一人は、復興支援のために何かしたいと常に思っているはずです。そういう市民の善意を形にするためには、やはり市長や行政のイニシアチブがどうしても必要なのです。これは、行政と市民とが共同で取り組む活動として、大変意義があると確信しています。ぜひ、具体化に向けた市長の温かい積極的な答弁を求めたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長　小倉孝文　登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、原発避難者への居住提供、誘致で大きな復興支援を。そして市の交流人口増政策などの質問に対しまして答弁をさせていただきます。

最初に、復興庁が８月に公表しました資料によりますと、全国の避難者は約２９万人、県外に避難されている方は、福島県から５２，２７７人、宮城県から７，５３８人、岩手県から１，５４０人となっております。

東日本大震災の発生から２年余りが経過しましたが、本当に多くの方が避難生活を強いられ、一刻も早い復興を心から願うものであります。

宮城県が実施しました県外避難者ニーズ調査によりますと、「帰郷したいが被災元での住宅再建が困難」、「避難先で就職しているため」、「復興の見通しが不透明」という理由で、避難先でそのまま定住を予定している世帯もありますが、多くの避難者は、帰郷できることを願い、また、復興した県でも早期帰郷を図るように、地域コミュニティの再構築と一日も早い生活再建ができるよう努力をされていると聞いております。被災地の人口流出は、その自治体の復興や運営に支障をきたす恐れがあり、飛騨市といたしましては、現地まで出向き、飛騨市への誘致活動を行うべきではないと考えております。

しかしながら、避難生活の長期化などで飛騨市での就農、就学、雇用、居住といった被災者からの相談に対しては、関係部署協力し支援にあたらせていただくよう、被災者支援の総合窓口を総務課に置いております。

また、被災者だけに限りませんが、飛騨市に移住を希望される方に対して、市の公式WEBサイトによって移住支援制度の紹介を行っており、岐阜県のホームページの中でも、飛騨市の移住定住について照会できるようになっております。さらに、東京等で開催さ

れる移住相談会にも参加し、移住に興味のある方と直接会話しながら飛騨市を紹介しているのが現状でございます。

〔総務部長　小倉孝文　着席〕

○１７番（籠山恵美子）

誘致活動は行うべきではないと。つまりそれは、皆さん実は自分のふるさとに戻りたいからだということですね。当然そうだと思います。やはり、自分の家に帰りたいのは当然なのですけれども、それができなくて悩んでおられる。つまり、放射線です。福島は特にそうです。

実際に支援の総合窓口を置いているとおっしゃいました。WEB サイトでもやっている、県のホームページでも飛騨市を紹介できている。では、この間（かん）その成果はどのくらいあったのでしょうか。ご紹介いただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。東日本の大震災が発生した以降でございますけれども、延べで飛騨市への移住につきまして、一時避難でございますけれども、延べ７世帯の１７名が避難されておりました。現在でございますけれども、３世帯で５名の方が飛騨市の中で生活をしてみえます。

○１７番（籠山恵美子）

ふるさとへ帰りたい思いは持ちながら帰れない現実というのは、やはり放射能の線量があまりに高いということなのです。特に日本の線量です、強制避難の、どこまでが強制避難ゾーンだ、あるいはどこまでが移住の義務ゾーンだ、移住の権利ゾーンだという線引きしているのが、実はチェルノブイリのときの判定の数値の４倍なのです。こういうことは、被災者の方も大勢皆さん知っていると思います。だから、子供を帰せない、戻せないのです。皆さんご存知かもしれませんけれども、この８月に福島市で開かれた健康管理調査、県民健康管理調査というのがありまして、前回６月に１８歳未満の子供たちの甲状腺がんが１２名見つかっています。そして、今回８月２０日の検査で、新たに６人増えて１８人になっていると、こういうことが報道されています。ですから、みんな心配になるわけですよ。こういう子どもたちのことを思っただけでも、やはりふるさとに帰りたいのはやまやまでしょう。ですけれども、やはりホームページで、ただ活字で表すのではなくて、こちらから出向いて行って「飛騨市はこんなに良い所なのですよ」「飛騨市の中で農業もやれますよ」「空き家も提供します」と、そういう実際に生の声で誘致するということ、私はフェイストゥフェイスですね、人間が人間に生の声で働きかける。これはとても大事だと思うのです。そういうことをやって飛騨市に関心を持ってもらう。そして、半永久的になるか、１０年になるか分かりません。でも、そういう方々が一人でも二人でも来てくださればいいではないですか。私はそう思うのです。

こういう子供たちのことを心配で戻れないという方たちが、確か宮城県にも山形県にもたくさんおられます。やはりそれでも、九州でも自治体が自ら誘致活動、一生懸命働きかける。もちろん民間人を通してです。間接的にもありますよ。そういうことをやって、飛騨市よりももっと遠い九州にも移住される方が多いのです。

例えば、この福島に移住されて１７年間シイタケ栽培をやっていたといわれる方で、日本人初の宇宙飛行士の秋山さんという方がみえます。ＴＢＳのアナウンサーか記者だったと思いますけれども、この方は原発事故が起きてから京都に移住しています。飛騨市を越えて、岐阜県を越えて京都まで行っているのです。ですから、もちろんそこに知り合いがある、地縁があったということもあるでしょうけれども、私はこの飛騨市で人口が減って困る、困るというのであれば、もっとそういう人たちに温かい手を差し伸べて移住を考えてもらう、これは大事なことだと思うのです。

ここにいる女性議員、3人ともこの飛騨市出身ではありません。それぞれです。でも、住めば都。結婚してここに来れば、ここがふるさとなのです。自分の実家に帰りたいなんて思いませんよ。住んで、ここで子供を育てれば、ここがふるさとになっていくのですから。被災者の方々だってそうだと思いますよ。最初は福島が懐かしい、あるいは岩手が懐かしい、宮城が懐かしいと言うかもしれません。ですけれども、ここに来てもらって、ここで良い環境で、地震のない安心できる環境で生活してもらえば、また評価は違ってくると思うのです。そういうことを市民と一緒になってどれだけやれるかなのです。市民が、市民だけでやれと言ってもなかなか大変です。私もふるさとが福島ですから、いわき市ですから。大変ですけれども、自分の親兄弟、親戚を支えるだけで精いっぱいです。こういう方はたくさんいるのです。だけども、みんなで力を合わせて、それを行政が支援すればもっと大きな力になって、この復興支援の大きなサポートができると思うのです。

市長、いかがですか。私は、市長にも子供さんもおられるだろうし、お孫さんもおられると思いますよ。そういうお孫さんの年代の子供たちが、甲状腺がんになっている、増えているのです。１００万人に一人、子供が甲状腺になるのは１００万人に一人といわれているのが、この数値はそんなものではないのです。明らかに原発の影響なのです。放射線の影響なのです。そういう子供たちを放っておけますか。これはもっと垣根を越えて、県を越えてやる、飛騨市の市と市を越えてやる大事な仕事だと思いますが、市長はそれでもやる意欲はありませんか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

考え方は、先ほど総務部長が答えたとおりでございまして、被災地へ積極的に出掛けて行って、飛騨市への誘致をしないと。そのことは答弁したとおりでございますが、先ほど最後のほうに述べましたように、そういった移住を希望される方については、東京

とかそういった所へ出向いて行って、積極的にお話をさせていただいていると。WEB サイトにも載せながらやっているということでございまして、決してそれを否定しているわけではございません。

私は全国の市長会へ行きますけれども、皆さん、いかに自分のふるさとを復興するか、このことだけでございます。大変だから、その県民を、市民をほかの市へ預けたいなんていう考え方を持ってみえる方は、私は会ったことはございません。とにかく、自分の地域を守るには今大変だから、例えばですけれども、これは原発ではないですけれども、被災地は復興するために職員の派遣をお願いされております。各県で応援をしております。そういったことでは積極的に応援をさせていただいているわけでございますが、それはどうかといいますと、今ほど言いましたように危険だから、よその県に預けたいから、ということではなく、やはり地域をしっかり守りたいからどうするかというところに懸けておみえになるということを、ひしひしと考えております。

原発の問題は大変難しい問題でございまして、国が積極的に今動き出すというようなことも言っておられますので、どうなるか分かりませんけれども、受け入れ態勢としては、引き続きしっかり持ちながらいきたいということにつきましては変わりがございませんので、お願いをしたいというふうに思います。

○１７番（籠山恵美子）

この平成１６年に飛騨市も大きな水害がありました。全国から大変な支援をいただきました。そういう立場で、しかも人命ですから、この被災地の復興というのは人命にかかわる問題ですから、これからも大いに議論しながら進めていきたいと思います。終わります。

〔１７番　籠山恵美子　着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後１時といたします。

（　休憩　午後０時００分　　再開　午後１時００分　）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に１番、前川文博君。

〔１番　前川文博　登壇〕

○１番（前川文博）

それでは、議長より発言のお許しを得ましたので質問をさせていただきたいと思います。大きく三つの質問がありますので、順次させていただきます。

まず一つ目ですが、神岡中心部における雪対策について、ということで質問をさせていただきます。

１点目、消雪装置の今後の拡大予定はということですが、今、飛騨市は高齢化が進んでおります。特に神岡中心部、空き家も増えてきており、さらに６５歳以上の世帯も多くなり、今後の雪対策については喫緊の課題となっております。以前にも消雪装置については質問をさせていただいておりますが、今後の消雪装置の拡大計画について、どのように考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

二つ目ですが、流雪溝の補修および改良などの整備計画はということです。今後、１点目の消雪装置の設置が進むという前提としましても、当分の間は流雪溝を利用して雪を処分することになります。高齢世帯が多く、また空き家も増えてきている、こんな現状です。

また、冬期間には雪のない暖かい所にみえる子供さんの所で生活する家庭もあり、冬期間の留守宅も増えてまいります。そうなりますと、冬期間は近所の方が、空き家や留守宅などの家の前の除雪まですることになってまいります。

しかし、流雪溝のグレーチングの蓋が重くて開けらない。それによって、近所の雪の処分ができない状況になっている。そして、そのまま雪が放置されている状況になっている所も出てきております。

また、流雪溝自体もかなりの年数が過ぎ、底面や側面のコンクリートが劣化してきている場所も出てきております。水路の改良を繰り返しているため、場所によっては分岐によって流量が少なくなり、水が流れない所も出てきております。逆に流末のほうへ行きますと水路が集中して、そこで雪の塊が詰まってしまってあふれてしまう。そして、道路に水が流れ出し、川のようになって困っている箇所も出てきております。流雪溝も雪対策として重要な設備ですが、こちらのほうの今後の補修や改良について、どのような考えがあるのかお聞きいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

神岡中心部の雪対策について、２点のご質問をいただきました。１点目の消雪装置の今後の拡大予定についてお答えします。

神岡地区の消雪設備につきましては、平成２０年度から平成２４年度の、５カ年計画のまちづくり交付金事業で、平成１８年の豪雪で機械除雪が入れず、交通に支障をきたした路線、大島地区、相生（あいおい）地区、東町地区の一部において合計８５０ｍを整備いたしました。

この整備を実施するにあたり、平成２０年度地下水調査を行いましたが、高原川右岸地区は岩盤が浅い位置で確認され、地下水の滞水層がある可能性が少なく、山田川右岸

地区は砂礫層が確認されるものの、粒径の細かい土質で透水性の低い箇所があるとの結果が出ました。また、高原川左岸地区では砂礫層が確認され、優勢な地下水滞水層の可能性が高いことが分かりました。今後は、この調査結果を踏まえ、平成２６年度から５カ年の社会資本整備総合交付金事業を活用し、中央地区における地下水の確保が可能な箇所の調査および整備路線の選定を行っていきたいと考えております。

２点目の流雪溝の補修、改良等の整備計画についてお答えします。現在、飛騨市では流雪溝の整備計画を策定しておりませんが、随時老朽化の著しい箇所の整備を行っているところであります。今後も部分的な補修、改良は地区の方と相談して実施してまいりたいと思います。

近年の流雪溝の改良につきましては、先ほどのまちづくり交付金事業で、平成２２年度に実施しました市道幸土大島（こうどおおしま）線、平成２４年度に実施しました市道西里（にしさと）線の歩道段差解消に合わせ、側溝上部の改良を行い、開閉式グレーチングの設置を行ったところです。

なお、今後の大規模な改修につきましては、社会資本整備総合交付金事業等の補助事業を検討してまいります。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　着席〕

○１番（前川文博）

ありがとうございます。２０年から２４年までの５カ年計画のまちづくり交付金事業で整備を８５０ｍしたと。前回も機械除雪ができない所を整備していくという方針のことは聞いておりました。今回、２６年からの社会整備総合交付金ですか、そちらを利用して地下水調査および流雪溝の補修、改良を行っていけるというような前向きな答弁をいただいたというふうで、ありがとうございます。

これまで地域から、このことについては要望が繰り返し出されておりました。今の答弁を地域の方も聞いてみえると思いますが、これから２６年以降の事業にはなって行きますが、ちょっと希望が持てたのではないかと今感じております。

地域としましても、雪対策というのは自分たちだけでできるものではありませんし、市のほうだけでできるものでもありません。また市と地元が協力して、雪と戦っていかなければいけないと考えております。

しかし、高齢化率が４０％に手が届くというような現状になってまいりますので、今後、地域として市とどのような協力体制というか、いろんなかかわりを持ってやっていかなければいけないと思いますが、その辺の方法というか、手段、仕組み、どのような考えがあるか教えていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

お答えします。今、議員からお話がありました雪対策につきましては、市の状況としましても高齢化や人口減少等と、なかなか対応できる人手が不足しているという現状は

ありますけれども、市としてもなかなか限界があるということもご了承していただきながら、今後もやはり地域でできることは地域でやっていただくということの中で、やはり市がそれにどう支援していくかというところを考えることも含めまして、今後も効率的な雪の処理ができますよう、地域の方々と相談をさせていただきまして進めていきたいと考えております。

○１番（前川文博）

もう１点ですが、流雪溝の改良ということでコンクリートの劣化など今挙げさせていただきました。昔の流雪溝、やはり古いものが多い所では重たいものがあったりいろいろしておりますが、そういった場合も流雪溝一帯の補修、改良ということの考えでよろしいでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、流雪溝の老朽化に対する補修、改良というものを行っていく際には、開閉式のグレーチングの設置を行うということも行ってきておりますので、今後も効率的な雪の処理ができますように、そこも含めて相談をしてやっていきたいと考えております。

○１番（前川文博）

ありがとうございます。よく高齢者の方も言われるし、聞く話なのですが、本当に冬は雪がなかったらいい町なんだけどね、という話がよくあります。このような話ではなく、冬の積雪時にも飛騨市に住んでいきたいと言っていただけるようなまちづくりが、これからできればいいなと考えております。ぜひ、市と住民が一体となって協力していけるような体制、仕組みをお願いしたいと思います。

この良い方向の回答がもらえると思っていなかったものですから、別の方向の再質問でたくさん考えておりまして、今戸惑っておりますが。すみません。ちょっと予定外になってしまいましたので、これで終わらせていただきます。

それでは、２点目に入らせていただきます。災害時の情報通信手段の確保について、ということで入らせていただきます。これも大きく二つ質問させていただきます。

一つ目ですが、ＦＭ放送の受信エリアの拡大ができないか、ということでお伺いいたします。岐阜ＦＭが流葉中継所を開局し、神岡地区も数年前からＦＭが入るようになっております。また、サテライトスタジオとして飛騨市から情報が発信できるスタジオも備え、現在、市からも発信できる体制になっておりますが、いかんせん市内全域でＦＭ放送が聞けるという、受信できるという体制には今なっておりません。異常時、非常時には家にいるとか場所が特定できません。車の中で避難しているとか、いろいろな状況が考えられます。

そういったことを考えますと、市内全域でＦＭ放送が受信できるように整備をしてい

くという考えは今後ないか、お伺いしたいと思います。

２点目ですが、災害時における市民および旅行者への情報伝達手段ということでお伺いいたします。非常時、異常時は複数の通信手段、連絡手段の確保が必要となってまいります。通信手段の現状と今後の予定は、今どのようになっているのかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長　小倉孝文　登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、災害時の情報通信手段の確保について、の質問に対して答弁させていただきます。

最初に、ＦＭ岐阜の受信エリア拡大ができないか、についてということでございますけれども、現在、飛騨市では岐阜ＦＭ放送受信エリアは、古川町と神岡町は受信が可能でございます。しかし、両町の山間部、河合町および宮川町では受信ができません。

しかし、ケーブルテレビでＦＭ波を発信しておりますので屋内での受信はできますが、車中での受信はできません。

ＦＭ波は直進性が強く配信エリアが狭いため、広いエリアをカバーするためには多数の中継局の建設が必要となります。中継局の建設には多額の設備投資が必要であり、現在の岐阜ＦＭでは事業譲渡がされる予定ということから、自らが中継局建設をすることは困難かと思われます。仮に、飛騨市が岐阜ＦＭに変わりまして、建設投資をしても多額の財源が必要となり、厳しい財政運営を見据えた中では難しいと言わざるを得ません。

次に、災害時における市民および旅行者への情報伝達手段についてですが、災害時の緊急災害情報の伝達方法といたしましては、防災行政無線放送を基本として市民などへ周知することを考えております。

情報伝達の時間帯等を考慮し、屋外の子局ならびに各家庭での戸別受信機の両面により、市民生活に合わせ、きめ細かな伝達する体制を構築しており、特に戸別受信機は、乾電池による受信ができることから、屋外へ持ち運びすることも可能となっております。

質問であります、防災行政無線以外の情報伝達手段の多重化を図る目的で整備を終えているものとして、１点目は、携帯電話会社の「緊急速報メール配信システム」をお借りし、市内エリア内の携帯電話にメールにより一斉配信を行う体制を整えております。このシステムは事前にアドレス登録の必要がなく、エリア内の携帯電話に一斉送信を行うもので、緊急地震速報をはじめ、地震発生後の避難情報や被害情報などを迅速かつ正確に伝達できる有効な手段であると考えております。これにより、市民はもとより一時旅行者など、市内におられる不特定多数の方に重要な情報を伝えたいと考えております。

２点目には、市の「すぐメールシステム」で、こちらはアドレス登録制になりますが、「安全・安心情報」の配信希望の方に、災害情報メールを発信する体制を整えておりま

す。

なお、この２つのメール配信テストは、先日の市防災訓練時に訓練配信を実施しております。

３点目といたしまして、メール以外の情報提供の方法といたしましては、市のホームページの「災害・防災情報」欄に、刻々と変化する災害情報を時系列で順番に掲載することで、市民が知りたい情報を一覧表示するシステムを整備しております。今後は、これらの充実を図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔総務部長　小倉孝文　着席〕

○１番（前川文博）

今の答弁で、岐阜ＦＭのほうが事業譲渡が今後されるということで、体力がない状態、費用も多額にかかるということで、中継局の整備については今後困難ではないか分からない、というような内容だったと思います。

そして、現在飛騨市のケーブルテレビにＦＭ放送が流れているということです。家庭でラジオを聴くには専用のＦＭ受信機が必要ですので、あまり普及はしていないのではないかと私は思いますが。ただ、国道とか道路を走りますと、ケーブルテレビのケーブルの下を通ったときに、ＦＭ放送がちらっと入ってくることがあるのです。昨日はちょうど台風で、４１号線も３６０号線も雨量規制で通行止めになったという状況でした。４１号線は約７時間、３６０号線は１３時間通行止めということで、車に乗っている人は車のラジオで情報収集をしたりとかになると思うのですが、ラジオが入らない区間というのが、大体こういった通行止めになるような区間に重なっているのが現状だと思います。

今、話には出ていないのですが、インターネットとかいろんな情報を見れば分かるということで、スマートフォンで情報収集ができるのではないかということも考えられるのですが、これも昨日調べましたら２０１３年、今年の３月時点で携帯電話の普及率が全国で約９５％。そのうち、スマートフォンの普及率は３７パーセント。残りの６７％は、普通の携帯電話というデータが出ております。スマートフォンの普及率についての公式発表資料ではありませんので、これは電気通信事業者協会の発表している「事業者別契約数」と、インプレスの「スマートフォン利用動向調査報告書２０１３」というのを合算して発表してあるものを参考にしたのですが、スマートフォンにしたって今、３７％ということです。今年度末にはスマートフォンが５０％を超えるというような予想をされておりますが、それでも半数の人は、外に出ているときにインターネットの情報が入ってこない状態ということなのです。

やはりそうなりますと、先ほども車の中で７時間、１３時間待っている方もみえるということになりますと、ちょうど待っている国道の上には飛騨市のケーブルがあると。そこにはＦＭが流れていると。これを利用できないかということなのですが、せっかく真上に流れている放送ですので、例えば途中でアンテナを出して、その付近に電波を届

けるとか。電波を発射することになりますので、そういったやり方であれば、中継所を作るような莫大なコストはいらないと考えられます。ただ、電波ですので、電波法とかいろいろな問題もあると思いますが、そういったような簡易的なもの、そちらのほうはできそうなのか、だめなのか、分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、ケーブルテレビの下を通過するときに受信することもあるということでございますが、ケーブルテレビにつきましては幹線については光ケーブル、支線については同軸ケーブルが張られております。

光ケーブルにつきましては、電波を発しないためにＦＭ受信は不可能であると思いますし、同軸ケーブルにつきましても電波が漏れないように幾重にも被覆、カバーをしているということで、あまり漏れはあり得ないとは思っておりますが、たまたまそういう箇所があるのかなと思っております。

途中で増幅して電波を発射することができるのではないかということですが、飛騨市では有線放送設備を用いてラジオ放送、ＦＭ放送の再送信をする許可を得ております。このため、電波で発信するためには新たな免許が必要であると考えております。これにつきましては、放送法の免許、また電波法の免許が必要かと思います。この免許取得が困難であると考えております。

また、仮に要件が満たされた場合に、幹線は光ケーブルのため同軸ケーブルに張替えが必要となるということがございます。また、その同軸ケーブルからＦＭ放送、ＦＭ波を発信するためのアンテナも必要かと考えます。

このように幾重にも多くの課題が予想されますので、コスト的にも安価では済まされないように考えております。以上でございます。

〇１番（前川文博）

ケーブルが光とアナログの同軸があるということで、いろんな違いがあって難しい面と、許可と免許の違いですね。その辺が電波法とかが絡んでいくと思いますので、課題があるとは考えていたのですが、そういうのを利用すれば何とかなるのではないかということで提案をして聞かせていただきました。

それから、２点目の非常時の通信手段の話ですが、防災無線が基本で受信してもらうということでしたが、この受信機を持ち出していけば情報を得られるとなりますが、家庭用の受信機にしろ、屋外にある受信放送装置、また大もとの送信装置につきましても停電時なり、家庭用でしたら持ち出した場合、バッテリー対応となれば利用できる時間が限られてくると思うのですが、どれくらいの時間送信と受信の対応が可能なのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。停電時でございますけれども、市役所から情報を発信するわけですけれども、市役所には発動発電機が整備されておりまして、今タンクが二つあるわけなのですが、それをフルに使いますと２０時間は可能ということで、さらにそこに給油すれば使えるということでございます。

それと、各地区にあります子局でございますけれども、停電になった場合には７２時間は運用できるということでございます。

各家庭にございます戸別受信機、これは乾電池で、停電で持ち出した場合は運用するわけですけれども、通常ですと４８時間はもつということでございますので、ぜひ、この戸別受信機につきましてはラジオに代わる有効な受信機能を持っておりますので、災害時にはぜひ、ぜひという言い方は失礼でございますけれども、有効な受信施設ということでご理解願えれば有り難いと思いますので、よろしくお願いいたします。

○１番（前川文博）

今、一番短いのがここの発電機が２０時間ということで、外に関してはそれ以上に時間がもつということで、子局ですね、外は３日間もつと。家庭用が２日間もつということですので、ぜひ各家庭用の受信機、私の家もあれなんですが、電池を多分最初に入れてそのままだと思うのです。やはり、普通の乾電池ですと多分いざという時に懐中電気、この間も神岡で停電になりましたが、いざつけようと思ったら皆さん暗い懐中電気で使えなかったとか。いろいろとつい最近経験いたしましたので、ぜひ受信機のほうの点検とか、そういったこともまた広報として流していただければと思います。

先ほど、ちょうど昼御飯のときにテレビを見ておりましたら、昨日の台風で京都で特別警報が発令されて、川が氾濫したというようなことで流れておりました。そちらのほうも、やはり携帯メール、それから消防車、救急車での広報活動、防災無線を使って朝方の５時頃だったという話ですので、いろんな方法で周知したということでありましたが、この飛騨市の中も受信機のある所にいる人は情報を得られていくことになるのですが、受信機のほうですと市から放送することになりますので、ラジオとかテレビのように繰り返し同じ情報が数分おきに流れるという情報発信は多分されないと思うのです。

そうなりますと、今後、交流人口とかも拡大していかなければいけないということを考えますと、旅行者対策としていろんな手段を考えていかなければいけないと思います。先ほどもテレビの中であったのは、旅館の人は住民なので避難しなければいけないのだけれども、旅館に泊まっている人はどうすればいいのかみたいな内容のことまで流れておりまして、そういったところの避難とか、そういったことも情報伝達として伝わるところが不十分なところがあったようなことが流れておりましたので、飛騨市のほうも一つ、二つ、三つ、四つと、いろんな情報伝達する手段を安いコストで考えていただいて、

できればＦＭ放送を市内全域。また、AMラジオでも受信できない場所が飛騨市の中にあると思います。AMラジオは、大体全国的に入るということになっているみたいなのですが、まだまだ飛騨市内でもAMラジオが入らない。また、北のほうに行くと富山のラジオは入るけれども、岐阜のほうのラジオは入らないという現状もありますので、そういった面の対策も考えていただければ有り難いと思っております。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。特養２０床増床に向けた現状は、ということで質問させていただきます。

増床予定の社会福祉法人への支援策は、ということですが、第５期計画で平成２６年度に特養を２０床増床する計画であります。その計画の現在の進捗状況と実施予定法人への支援は、飛騨市としてどの程度行う予定なのか。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長　谷澤敦子　登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、前川議員ご質問の３点目であります、特養２０床増床に向けた現状は。増床予定の社会福祉法人への支援策についてお答えいたします。

この計画については、これまでにもお話をしてきたところではありますが、神岡町の社会福祉法人神東会が特別養護老人ホームたんぽぽ苑について、現在の５８床を２０床増やそうとするもので、平成２３年度に策定しました第５期介護保険事業計画に盛り込まれています。

現在、県の来年度予算に向けてのヒアリングを控えているところですが、現在のショートステイ分２０床を特養に転換するためには、「特別養護老人ホームの設備運営基準」に関して、建設時ではなく現在の基準の適用になることから、そのままでは２０床確保できないため一部部屋等の改修を検討されています。この改修費について、県、国からの助成対象になるか等の作業を現在進めているところであります。

一方、特養転換によるショートステイの確保に関しましては当初、神東会から諸々の状況から旭ヶ丘デイサービスセンター付近の市所有地での新築を希望され、協力依頼がありました。

昨年度、任期満了により理事長が交代され、新理事長から旭ヶ丘デイサービスセンター裏の民有地、この場所については土地を借りて工場が稼動しており、当分稼動するということで、市ではあきらめていた場所でありましたが、その工場が移動するので市に対して土地確保の依頼がありました。土地確保というのは、交換によりまして市の所有にすることであります。

市としましては、市長自らが土地所有者である会社に出向き積極的に対応してきたところでしたが、神東会から工場側の都合で移転できなくなったという連絡があり、土地

の交換事務をやめました。こうした経緯により神東会では、旭ヶ丘デイサービスセンターの駐車場を建設予定地として事務を進められています。

社会福祉事業の分類上、特別養護老人ホームは第１種社会福祉事業、ショートステイは第２種社会福祉事業になります。この計画の対象となる国、県の助成は現在、「岐阜県老人福祉施設等整備費補助金交付要綱」によると想定しています。この補助金は、特別養護老人ホームへの転換に対しては一部対象となり得ると考えていますが、ショートステイ新築については対象とはなりません。

市としましては、特別養護老人ホームを増床するためのショートステイの移転新築であり、また、特養を別の場所に建てるのではなくショートステイを転換する手法は、法人の永続性のため合理性を追求したものと高く評価し、「飛騨市社会福祉法人の助成手続に関する条例」により支援する予定でいますので、よろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長　谷澤敦子　着席〕

○１番（前川文博）

２３年からずっと引きずっている問題なのですが、１種、２種いろんな補助事業とか制約される部分とか出てくるということも分かりました。土地の問題とか用地取得、いろんな出だしからの進捗が遅れているということもあると思うのですが、２６年度までにやらないと第５期が終わってしまうということで、あとちょうど1年半となっておりますので、できるだけ速やかにいくように市としてもサポートしていただきたいと思います。

やはり、社会福祉法人は特定の事業しかできないというような法人ですので、普通の企業とちょっと事業範囲が違ってまいりますので、今回は特養を増床するということで、それの伴ったショートステイを建設するということで飛騨市としても高く評価して、サポートしていくというお言葉をいただきましたので、今後も早く開園できるように、また自宅待機者数、特養待ちの方もかなりみえますので、そういった方が少しでも早く特養に入れるように、進んでいくように飛騨市として対応していただきたいと思います。

これで、質問を終わらせていただきます。

〔１番　前川文博　着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。

（　休憩　午後１時３９分　　再開　午後１時３９分　）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。次に４番、洞口和彦君。

〔４番　洞口和彦　登壇〕

○４番（洞口和彦）

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。最初に学校教育と環境整備についてお伺いいたします。

私は、今年総務委員会に所属いたしまして、先日管内視察で大規模に改造された宮川小学校、その隣に隣接されました体育館を視察させていただきました。まさに、整備されたこの大きな学校施設の新しさと、規模の大きさに感激いたしました。

また、この体育館の整備によりまして、飛騨市の学校施設における耐震化率が１００％になったとも聞きました。安全面でも快適な教育環境整備面でも、校舎の整備は本当に整ったというふうに考えます。

話は変わりますけれども。９月に入って夏休みも終わり、各種の学校で運動会が催されています。私も山之村小中学校の運動会、それから神岡中学校の体育祭を見学させていただきました。子供たちが主体性を持ち、しっかりと目的を決めて、それに全力で立ち向かっている姿に感動いたしました。中でもスローガンには、山之村小中学校は団結力、それから神岡中学校は、みんなの心がつながるということをうたい文句に、チームが一丸となって勝利に向かう姿は、飛騨市の教育目標が確実に実を結んでいる、そんなふうに確信させていただきました。

さて、平成２５年度の飛騨市の教育方針は、ふるさとの意識を持ち学び続ける人づくりと称されています。また、重点項目の中では、一つ目にふるさとを愛し、たくましく生きる力を取得し、身に付ける創意工夫をいかした特色ある学校経営をします。こうなっています。２番目には、誰からも信頼される教職員として、人間性を磨き、確かな指導力を身に付けますとあります。３番目には、家庭と連携して学習習慣の確立を図り、個に応じたきめ細かな指導と短時間毎の確実な評価を取り組み、一人一人が確かな学力をつけます。と掲げ、児童、生徒の成長や、学力向上に努めてみえます。地域と一体化して、たくましく生きる力を育む教育ができるように、少しでも学校教育を理解するためにいくつかの質問をさせていただきます。今日は連休明けでございますけれども、質問はたくさんあるのですが、火曜日の７時間授業といたしまして７つに絞って質問させていただきます。

最初に、あいさつ運動について、でございます。昨年、神岡の小学校、中学校、高校が地域と一体となったあいさつ運動が展開されました。地域が一体となった青少年の育成の推進の実践活動に大きな役割を果たせたと思いますが、指導方法とその効果について伺いたいと思います。特に、学校間との連携と地域交流での効果について詳しくお願いいたします。

２番目には、夏休みにおけるラジオ体操についてご質問いたします。夏休みになると、子供会主催の朝のラジオ体操が各地で行われています。早起き習慣や規則正しい生活を送る意味でも、また上級生のリーダーシップの育成にも大いに役立っていると考えますが、現在では地区によってはラジオ体操の日数を減らしたり、開催が困難な所もあるように聞いています。学校としての指導と、開催状況、内容について把握している範囲でお伺いしたいと思います。

３番目に、部活の在り方についてお伺いいたします。議会開会の折に、市長よりこの夏の児童、生徒の地区大会、東海大会における活躍が報告されました。日ごろの練習や努力のたまものであり、成果におめでとうと申し上げたいと思います。まさに、２０２０年には東京オリンピックの開催が決定しました。参加を夢見て頑張ることも本当にいいことです。今後のさらなる活躍を期待しています。

しかし、スポーツ面は輝かしい面もございますが、一方、体育協会の調査では中学、高校の部活活動中に治療が必要なけがが、年間２６万件起きていると報道されています。骨折が７万５千件、治療費が月１０万円以上かかった頭や首等のけがが、年間５００件に及ぶということです。飛騨市での部活における災害状況についてお伺いいたします。

また、けがや事故に対する予防指針や指導方法についてもお伺いしたいと思います。また、部活効果の拡大を目指して、部活活動担当教員と外部指導者が連携して協力しながら、技術向上や健全育成に効果を上げているとも聞いています。現在、どんな部活に何名くらいの協力者がお手伝いされているのかお伺いしたいと思います。

４番目に、スポーツ活動について質問いたします。将来の夢や、自分の趣味を生かしたスポーツ少年団活動は各地で行われ、子供たちは大きく成長し、多くの技術を身に付けています。学校とは違った大切な教育です。仲間意識を強めるために、慰安を兼ねて昔からキャンプやバス旅行、海水浴等楽しい行事が行われてきました。私たちの子供時代にも、夏休みには子供会行事が開催され、楽しい思い出として記憶に残っています。

さて、今年の夏、海水浴に行った行事で大変痛ましい不幸な事故がございました。今後このようなことが起こらないように、また、これらの行事が中止にならないためにお伺いしたいと思います。

市長は議会開会の折に、安全対策の再確認を行った、と言われました。学校外での行動ですので直接の指導はできないかと思いますが、教育委員会、学校で子供への注意喚起や指導者へのお願い等どのようにされたのでしょうか。答えられる範囲でお願いいたします。

５番目に、学校図書館についてお伺いしします。松江市の教育委員会が学校図書館に「はだしのゲン」の閉架を指導し、自由に読めていた本を許可なしには読めなくした行為は全国で大きな反響を呼んで、８月終わりには制限を撤回し、閲覧を学校に一任されました。読んだことがあるかないかは別にしまして、この本の名前は、ほとんどの人が知っていると思います。作者の中沢さんが６歳のときに、広島の爆心地から１．３キロ

で被爆され、父や姉、弟、妹を亡くした体験を基に描いた自伝的な作品です。単行本で刊行された１９７５年以来、全国の学校図書館で口コミで平和教材として受け入れられていったという歴史を持っています。初めて原爆や戦争の悲惨さを知った子供は数多いとも言われています。

実体験した原爆の悲惨さを見事に伝えていて、反戦反核を訴えたすばらしい漫画だと言う人もいます。また、悲惨な過去の描き方や成長過程にある子供たちへの配慮を巡り、様々な議論を呼びました。

８月２２日までに松江市に寄せられた意見は、電話が７２２件、メールが１，６１４件、ファックスは１４０件、郵便物６０通。この中で、賛成が約６００件、閉架に反対が１，８００件だったそうです。４分の３がこの閉架に反対されたということになります。

そこで、お伺いします。飛騨市の学校図書館での配置状況について伺います。また、今までにこの本についての意見は、教育委員会会議や校長会等で議論されたことはありますか。また、市に寄せられた意見等がありましたら、今回の報道を通して子供たちの反応や、貸し出し等の変化もありましたらお伺いしたいと思います。

６番目に、全国学力調査についてお伺いします。文部科学省が今年度の全国学力調査の結果を発表しました。今年度は４年ぶりに全員参加型で実施され、岐阜県では小学校６年生が３７３校、約２万人。中学３年生が１８７校、約２万人が参加されました。結果は、小学校の学力は全国平均を下回りましたが、中学校は平均点を上回り、全国的に高いレベルにあるということでした。

そこで、飛騨市の児童、生徒の結果について伺います。県内では、子供の学力の底上げを図る取り組みが始まっています。基礎学力定着サポートプランを策定したり、熟練度別の少人数指導を取り入れたり、専門教員が指導する制度が試験的に取り入れられています。飛騨市では少人数学級実施事業で、小学４年生までの３５人学級編成や少人数指導徹底事業として、数学に少人数指導に市の指導員を配置して学力の向上に努めてみえます。また、中学校、小学校学力向上プロジェクト事業として、指定校を選び基礎学力定着支援実践公表会事業が計画されています。

また、方針の中でも標準学力調査における定着度と伸びから、各学校の３観点、学習習慣、指導過程、終末の評価を位置づけた学力向上研究計画を評価し改善して、さらなる学力向上を目指すとされています。本年の改善点や、今年度のテストへの影響について伺いたいと思います。

最後に、便所の整備改善についてお伺いします。先日、テレビ特集としまして、夏休み中に全国で便所の改善がブームのように行われたというように報道されておりました。下水道の普及により水洗便所となり、今では汚い、臭い、暗いというイメージは脱皮しましたけれども、掃除等においても好かれる場所ではないようです。

現在、注目されるのは、子供たちが洋式トイレに慣れてしまって、和式トイレの使用

方法を理解していない子供が多くいるということです。実際、幼稚園で実験されておりましたが、ほとんどの子供が正しく使用できませんでした。立ったままであったり、反対に座ったり、先生も半分くらいは正しい使用ができると思っていたのに、と嘆いてみえました。

飛騨市の各学校でのトイレ設置状況を伺いたいと思います。また、使用方法についてどんな指導をしているのか。また、今後の改善計画がございましたらお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育長　山本幸一　登壇〕

□教育長（山本幸一）

皆さん、こんにちは。７点からのご質問ということで、少し長くなりますが誠実に答弁をさせていただきます。まず、１点目のあいさつ運動です。

今年の６月１７日から２１日までの５日間の毎朝、神岡小学校校門前で、飛騨神岡高校のＭＳリーダースおよび生徒会役員と神岡中学校生徒会役員が、ＰＴＡ役員、教職員、地域安全指導員の皆さんと一緒になって、登校する小学生に「朝のあいさつ運動」を展開して、その登校を迎えました。

なお、ＭＳリーダースとは、マナーズ・スピリットの頭文字を取っての名称で、岐阜県の高校生が組織する規範意識啓発推進員のことです。平成１２年に岐阜県で開催されました全国高校総体、インターハイでの一人一役運動に端を発しております。

現在の飛騨神岡高校で申し上げますと、２０名の生徒が飛騨警察署から「ＭＳリーダース証」の交付を受け、挨拶運動や交通安全指導等に取り組んでおります。また、この活動は、飛騨市神岡町連携型中高一貫教育事業の一つでもあり、挨拶を通して小学生や地域の方々とのつながりを深めることを目的に「地域ぐるみのあいさつ運動」として実施されたものです。

事後に、小学生から「中学生や高校生のように、もっと自分から進んで挨拶をしようと思った」というような感想が多く寄せられ、それに対して、中・高校生は、「地域で共に取り組む活動が認められ、貢献する喜びを感じ取ることができた」と、述べています。タイミングよく、ちょうど本日４時からですが、交通安全の呼びかけ運動が神岡のスカイドームで行われます。また、２回目の「地域ぐるみのあいさつ運動」が１０月には実施される予定になっていますが、この中高一貫地域貢献活動が継続的な実践として、地域をさらに巻き込んで大きく広がることを期待しております。

次に、夏休みのラジオ体操について申し上げます。まず、ラジオ体操については、小・中学校学習指導要領の体育および保健体育の教科においては、取り扱うことにはなっておりません。

しかしながら、議員がおっしゃいますように、夏休みにおける子供たちの規則正しい

生活リズムの基盤である朝をスムーズにスタートさせるためには、子供会活動を中心としてのラジオ体操の実施は、縦のつながりを深めるということも含めて大変に望ましい活動であると認識しています。

現状を申し上げますが、市内４町の各単位子供会が主催して実施している夏休み期間中のラジオ体操は、子供会８０団体のうちの７８団体で、２団体以外は全て実施しています。開始日、実施日数については、７月下旬から８月上旬まで、盆まで、夏休み期間中の全てというように、各子供会ごとで決められていますので、まちまちです。

なお、小学校には、夏休み前に、体育の授業や学級活動の時間を利用して、正しいラジオ体操のやり方を指導している学校、それから運動会の準備運動として取り扱っている学校があります。整理体操については、全てストレッチです。

次に、３点目の中学校での部活動の在り方について、ですが、市内中学校からの部活動中における事故報告については、本年度４月から７月までの報告件数総計１１３件に対して、部活動は３９件で、割合で申し上げますと３４．５％です。また、昨年の同時期では、総計１０８件に対して３４件、割合は３１．５％で、部活動における事故等の発生が著しい増加傾向にあるわけではありません。

状況については、すり傷、打撲、捻挫、骨折等が主な報告内容ですが、幸い生命に関わる事故、特に頭部や首等の後遺症を伴うような大きなけがは発生していません。

スポーツには、けががつきものです。しかし、最小限にくい止める対策に努めなければなりません。指導者には、校長を通じて、生徒の心身の発達段階に応じた練習や施設の安全管理の徹底等、事故の未然防止に対して緻密な対応をするよう指導しています。特に、ただ今申し上げました頭部と首から上のけがが発生した場合は、躊躇することなく病院での診察を必ず受けるよう指導の徹底を図っています。

次に、部活動の外部指導者についでありますが、現在、市内の３中学校を合わせて２１名を配置させていただいています。内訳は、運動系で１８名、吹奏楽部等文化系で３名です。

これは、市中学校部活動外部指導者活用促進活用事業を踏まえて、各学校が外部指導者を市教育委員会に申請し、十分に審議した結果で指導者として認定、委嘱しています。

また、外部指導者の方々には、学校の教育方針、部活動方針を理解していただくことを大前提として考え、各学校長には、校長から直接委嘱状を渡す中で、顧問教諭と連携しながら、生徒の心・技・体の向上はもちろん、安全確保にも十分に留意して指導がなされるよう申し付けています。

４点目、スポーツ少年団活動について、です。全ての議員の皆様にお心を痛めていただきましたけれども、スポーツ少年団活動の一つとして実施された行事において、夏休みに入った７月２８日に、市内の小学生と引率の方の尊い命が奪われるという大変痛ましく、悲しい事故が発生しました。飛騨市スポーツ少年団本部では８月５日、本部長の指示により緊急常任委員会を開催し、再度このような不幸な事故が発生することのない

よう、安全対策と対応の徹底について意志の統一を図り、各スポーツ少年団に対しては「スポーツ少年団活動中の事故防止の徹底について」として文書を送付し、事故防止についての啓発が図られました。

今後の対応としましては、安全管理についての専門知識をもつ講師を招き、事業計画における留意点、事故の未然防止のための注意点、万一事故が発生した場合の対応等を内容に、全スポーツ少年団の育成者や指導者を対象にした研修会を１０月に開催する予定になっております。

学校への対応としましては、各小中学校長に対して８月１日付、教育長名で「夏休み休業中の事故防止の徹底について」を送付し、学校として命を守る教育の一層の充実、重大な事故が発生した場合を想定した危機管理体制の再検証を図ることについて指示をしました。特に、児童生徒には、かけがえのない命を守るための事故防止について具体的に指導すること、保護者に対しては、子供の安全確保のための親としてのあり方を深めることを重点的な内容にしております。

また、児童生徒や保護者の精神的不安を解消するため、学校へスクールカウンセラーを派遣しました。さらに、８月２１日の市の校長会において「事故防止徹底通知内容」を具体的に再確認し、２学期始業式において校長から児童生徒に話をするなどの対応を指示いたしました。スポーツ少年団は任意団体ではありますが、かけがえのない命をもった子供たちの活動団体です。教育委員会としても安全対策のための啓発と指導に努める所存ですが、２度と今回のような悲しく辛い事故が発生しないようにすることが、子供に関わる全ての大人の使命であり、これが犠牲になられたお２人の尊い命に報いることであると強く思っています。

５点目、「はだしのゲン」の学校図書館における取扱状況について答弁いたします。この８月２０日、市内全小中学校図書館での蔵書調査を行った結果、市内小中学校全てに、「はだしのゲン」の漫画図書が配置されていることを確認しました。どの学校においても閉架の制限措置は取っておらず、児童生徒は図書館内で自由に閲覧、そして貸出手続きをとれば自宅で見ることもできる状況となっています。県教育委員会、さらに県内全４２市町村教育委員会も、学校に対しての閲覧制限をした所はありません。

松江市の状況が全国報道された後の飛騨市の対応経緯としましては、蔵書調査以外は、教育委員会や市の校長会において、漫画図書に関しての議論等は行っていませんし、市民の方から教育委員会への意見なども一切受けておりません。

また、今回の報道によって、２学期の児童生徒の反応や貸出等の変動について各学校に確認をしたところ、特に話題になることはなく、貸出回数の増加もなかったという報告を受けています。

６点目、全国学力テストについて、です。これまで、児童生徒一人一人の学力向上と豊かな心を育むために、市内全ての学校が市学習習慣確立指針をもとに、指導と見届けに取り組んだ結果、かなりの成果が上がっていると私自身も認識しています。この成果

をさらに本物として充実すべく本年度は、学校訪問での実態把握や標準学力調査の結果から見出し、新たに教員の研修事業、スーパー少人数指導事業、小学校第４学年の少人数学級配置事業の３事業をスタートさせています。それでは、ご質問の今年度の「全国学力・学習状況調査結果」について説明させていただきます。

まず、参加児童生徒数ですが、市内全小学校６年生２５２名、全中学校３年生２４４名です。

結果として小学校は、国語の知識問題については、全国、県平均を上回りましたが、国語の活用問題、算数の知識、活用問題とも県平均並みでした。

一方、中学校は、国語、数学ともに全国平均、県平均を上回り、特に国語も数学も活用問題で全国平均を大きく上回り、全国トップ県の秋田県と同等の結果となりました。

この結果を受け、特に正答率の低かった問題については、学習指導要領および指導計画に立ち戻り、全校体制で指導方法や家庭学習の改善に取り組み、学力の向上を一層目指すよう各学校に指示、指導しました。また、児童生徒一人一人に対しては、伸びているところをしっかり価値づけるとともに、伸ばしたいところの学習方法を具体的に示してやり、見届けの継続を図ることを指示いたしました。

最後に、学校トイレの整備改善について、です。はじめに、学校別の全トイレ数と、そのうちの洋式トイレ設置数を述べさせていただきます。

古川小学校、５６基中５３基洋式トイレです。古川西小学校３８基中３２基、河合小学校１９基中１９基、宮川小学校１８基中１８基、神岡小学校５２基中１５基、山之村小中学校８基中５基、古川中学校５０基中３７基、神岡中学校４３基中３６基の計２８４基中２１５基となっています。割合で申し上げますと、全トイレ数の７６％が洋式トイレということになります。

児童生徒の命を守ることを最優先として、学校耐震化に併せた大規模改修を進めた関係もありまして、耐震化工事が不用であった神岡小学校については、トイレ整備が遅れていますので、今後、計画的に改修を行うことを優先課題と考えております。他の学校につきましては、設置状況で申し上げましたように、学校施設のほとんどが改修を完了していることから、部分改修の必要性は生じるとは考えていますが、改善計画策定によって改修の予定はありません。

なお、回答が前後いたしますが、トイレの使用方法の指導につきましては、各学校とも小学校入学時に、トイレに入る前のノック、水の流し方や汚した場合の始末など、一般的な指導はしていますが、和式トイレに特化した使用方法の指導は行っていないというのが現状です。以上７点、答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔教育長　山本幸一　着席〕

○４番（洞口和彦）

丁寧に核心を突いた説明でございまして、まさに飛騨市の生徒と一緒のような、すばらしい授業を受けているような感じになってしまいました。と言えば、何も質問はない

かと思われますけれども、若干細かい質問でございますけど二つか三つお願いしたいと思います。

あいさつ運動とか、１番、２番でございますけれども、どこでも心を込めて笑顔で自然に挨拶できるようにしたい、という形で、先ほども学校内でいろいろな行事が催されていると伺っています。私は、やはり学校へ訪問したときの挨拶はすばらしいと思っています。しかし、一歩地域に出たときに、昔を言っては年寄りのひがみということもございますかもしれませんが、学校が昔各地にございまして、本当に地域は学校単位で動いていたときには、子供も大人も一つの集団みたいな形で本当に心から挨拶ができたと思っています。ところが、最近は通学バスの通路のみの出会いで、「どこのおじさんだろう」とは思われないかもしれませんが、ちょっと恥ずかしさというが前面に出て、向こうからということよりも、こちらからすると「指導されているし」というような意見も含めた挨拶になっているのではないかと。地域のあいさつ運動が、若干、今学校に比べて弱い面もあるのではないか。そういうふうに感じます。

また、ラジオ体操でございますけれども、学校ではしっかりやってバンバンだと思っていますけれども、やはり各個人、分所になりますと、若干体操には集まってきているのですがちょっとふざけたような、と言っては悪いのですが、やはりダラダラした姿勢が若干見られる。そんな場所もあると思うのです。

ラジオ体操等各地を点検されて、見られるということはありますでしょうか。私の意見も含めて、それらについてお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

実態としましては、議員のおっしゃるとおりでございますけれども、私の思いは、挨拶に関して申し上げるならば、やはり今不審者等の関係もありまして、なかなか初めて声をかけられるような大人には、子供は引くようなことが時としてあるわけでございますが、やはり、大人から積極的に子供たちに声かけをしていけば、必ず子供は変わるということを思います。私も今、吉城高校の子供たちとよく会うわけですが、図書館へ来る生徒、あるいは道ですれ違う生徒、私から積極的に声をかけるようにしております。そうすると、最初は非常に反応ができなかった生徒も、何度も何度も重ねているうちに声をお互いに交わしてくれるようになります。そういう点で、やはり大人の姿というのが非常に子供たちに大きく影響するというようなことを思っています。

通学路が単なる通学路になるのではなくて、やはり地域のおじさんや、おばさんがきちんと私たちを見守ってくれるという意味においても、やはり大人からの声かけというのを積極的に展開することが大事かなということです。

それから、ラジオ体操につきましては、私はこの夏休みに町内のラジオ体操を少し拝見いたしましたけれども、やはり議員のおっしゃるとおりです。本当に真剣にラジオ体

操ということにはなっておりませんが、これはどこの町内でも同じだと思いますが、それだけラジオ体操というものを正しくやるということが、なかなか今できていないのが現状かなと思います。だから、ラジオ体操を楽しくやるのが目的か、あるいは朝早く集まって１日のリズムのスタートをきちんと切ることを目的とするか、目的によってもずいぶん違うと思いますけれども。また、その辺のことについては、子供会の育成会等とも一度語りたいと私は思っています。以上です。

○４番（洞口和彦）

やはり、先生ですね。そう思うと。反対に指導されました。もちろん、改めて私たちも積極的に地域の一員として子供に向かう態度、身に染みて心して今の答弁を実施に移していきたいと思います。

先日、ある学校の学校便りで、校長先生がこんな文面を載せてみえました。「命を輝かせる夏休み」、安全に気を付けて、自分で命を守ることを訴える校長先生の言葉が延々と書かれておりました。「この校長先生はすばらしいな」と、私は思いました。

昨日の台風のように特別警報が出たり、台風が四国沖にあるのに、もう関東地方では突風が起こったり、本当に予期しない大震災も含めてですが異常気象がございます。やはり、このことは常日頃からいろいろな場所を想定して命を守る、自ら命を守れるような指導、それから繰り返し繰り返し指導するということ。やはり、街頭指導も大切ですけれども危険の予知の対処、これが重要だと思っています。今後も命の大切さについて、徹底して指導をしていっていただきたいと思います。この項目には時間の都合上、答弁は求めません。

それから、部活に外部指導員も協力していただいて、２１名の方でしたか、非常に効果を上げているということでございました。やはり、子供たちは自分の技術や能力の向上を目指していますし、うまくなりたい、技術を向上したい、そんな意味でいろいろ良い指導者のいるスポーツ少年団に通っています。また、それに大きな夢や目的を持って頑張っていることは、本当に良いことです。

しかし、そういった場合に、時間には限りがございますので、部活活動とほかのスポーツ少年団の行事等々が重なる場合がございます。そういった場合に、若干部活がおろそかになっているのではないか、というような指摘も受けています。個人の力を伸ばしたり、やりがいを持たせるためには、好きな場所で精いっぱいやることがいいとは思いますけれども、部活がおろそかになったり、他の部員にも悪い影響を与えるように思いますので、部活と少年団活動の両立に対して、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

ただ今のご質問にお答えしますが、スポーツ少年団はスポーツ少年団、それから部活

動は中学校に特化したものでございますので、その辺りのお互いの影響を及ぼすというようなことが、若干理解しかねるわけでございますけれども。

どういうような事実をもってあるのかということが、ちょっと分かりませんので答弁しかねますが。よろしいでしょうか。

○４番（洞口和彦）

今の問題ですけど、具体的にどうだということではございませんけれども、やはりスポーツ少年団の行事がありますと、それのほうを優先させて、部活はおろそかになるようなことがないということで理解してよろしいですか。

□教育長（山本幸一）

スポーツ少年団は、小学校高学年までの活動です。部活動は中学校の活動でございますので、その辺は影響を及ぼし合うというのは、ないというふうに考えております。

○４番（洞口和彦）

実は、戦後６８年という夏を迎えて「はだしのゲン」の閲覧問題が、先ほど言いましたように本当に大きな世論の形成をなしました。また、その作品を思い入れる多くの声が騒動に終止符を打って、各学校で考えるというような閉架の措置が撤回されました。また、この騒動の余波で増刷が決まるというおまけも付きました。

まさに、飛騨市では全部の学校でこの図書を置いているということでございましたが、私もある程度読ませていただきましたが、学校ではこの問題が起こって貸し出しには影響はないと言われましたけれども、図書館ではかなり増えたということで、私も何部か読みましたけれども、あとは貸し出し中で予約しておりましたが全巻を読んではおりません。私は、この本の一部ですけれども読みまして、歴史的な戦争という災厄を体験した深い悲しみに耐えて、力強く生きた人生に感銘を受けた一人でございます。１シーンを捉えてどうだということで閲覧を制限することなく、今までどおり読みたい人には読んでいただいて、素直に感動したり悲しんだり、一人一人が判断していけばいいと。子供の個性を伸ばす方向で今後学校図書館を利用し、そのような選定をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

□教育長（山本幸一）

松江市の状況を受けて、かえって興味に関心が高まって、これまで以上に読まれる結果に至ったわけで、大切なことは今目隠しすることではなくて、読んだ上で考えたことを教師や親と話し合って判断することが、私は教育だと思います。すなわち、本を読み、そこから主体的に物事を考えて判断する児童生徒の育成が教育であると、そんなふうに思っております。今、撤去するかどうか。制限するかどうかという問題を議論するのであれば、初版から４０年近くたっているわけです。学校図書館に入れたときにさかのぼって、なぜ入れたのかを問題にする必要があると思います。長い間、蔵書として各学校の図書館にあったわけで、図書館法とかあるいは図書館の自由に関する宣言を持ち出すまでもなく、大人や教師が今やらなくてはならないのは、子供たちとともに考え、話し

合うことを通して、成長をきちんと方向づけてやることだというふうに私は強く思っております。以上です。

○４番（洞口和彦）

まさしく同感でございます。この問題の最後でございますけれども、実は先日、静岡県の川勝知事が学力調査の点数、小学校の国語でしたか、非常に最下位だったのを受けて、これは読解力の低下は、子供の責任ではなくて先生の責任だと言って、下位１００校の小学校の校長名を公表したいと発表されました。

もちろん、この趣旨からいって学校名や校長先生の名前は発表できないと思いますけれども、責任は先生にあると言って激怒をされました。このことについて、どう思われますか。教育長として。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

教師が指導力を改善した結果、子供たちの学力が向上したという例はたくさん持っております。そういうことで、教師の指導力が子供たちの学力の定着には大きく影響すると思っておりますが、全てではないということを思います。例えば、秋田県はなぜ高いかということでございます。これは、当たり前のことを当たり前にやるということが非常に大事にされている。例えば早寝、早起き、朝ご飯。それから、夕飯を家族と一緒に食べる。そして、家庭学習の中で予習、復習をきちんとやる。こういうところが非常に高いということで、また学校の教師の指導力、そして家庭との連携、これらを含めて総合的に考えて、子供の学力を高めていく対策をより充実していきたいというふうに思っております。

○４番（洞口和彦）

まさに、教育長はじめ、すばらしい学校の先生方のおかげで、さっきのような回答になりました。本当に御苦労を察して敬意を表したいと思います。では、続きまして次の質問に移らせていただきます。

鳥獣被害対策についてお伺いいたします。この問題は、山下議員をはじめ、たくさんの議員が何回か質問をされておりますけれども、依然として動物が増え続け、被害が増大しています。ここらで何らかの措置を取らなければいけないという立場で質問をさせていただきたいと思います。

先ほど言いました、今月の山之村の運動会の帰りでございますが、真昼間でございます。荒廃した田畑を見上げながら、ちょうど伊西を通りかかった所に、民家がある所でございますけれども、イノシシが１匹出てきましてびっくりいたしました。どんどん進んで伊西トンネルを抜けてしばらく行きますと、今度はサルの軍団の群れが道路の上にたくさんいるのです。「すごいことになっているな」と思いまして、これだけかと思ってもう少し下って南平の辺に来ましたら、今度は何とイノシシの親子の集団が道路を挟ん

で山への運動会をやっているのです。これが現実なのです。

今、山林近くの畑や田んぼにわなを仕掛けて囲みますと、その次の田んぼに来る。まさに、人家のそばまで簡単に被害を及ぼしているのが現状でございます。もう個人個人が対応していては、この被害をなくすことは無理だと思います。集団で、地域として本当に取り組むことが大切ではないのかという立場で質問したいと思います。

まず、一つ目には農業支援センターによる支援について、でございます。今期設立されました農業支援センターは、新規農業者の支援や営農の組織化等について本当に多くの支援をいただいています。

しかし、それらを含めながら農地の荒廃防止の見地から、地域単位での鳥獣被害対策に支援ができないのか。計画を含めた実施までの支援ができないのか伺いたいと思います。

また、地域単位で恒久柵の設置は古川町の太江地区、それから宮川村の三川原地区で実施されています。また、本年度も神岡町の伏方地区や古川町谷地区で計画されていますが、被害対策効果や雪対策、雪で欠損しないのか等々含めて、欠陥はないのかについてお伺いしたいと思います。

２番目に、飛騨市の鳥獣被害対策実施隊設置要領についてお伺いしたいと思います。飛騨市鳥獣被害対策実施隊は、どのように構成されて、活動効果についてどうなっているのか伺いたいと思います。捕獲においては、年々捕獲数は増えていますが、被害はだんだん年々大きくなっています。これは、捕獲以上にイノシシ等の動物の数が増えているからだと思います。捕獲わなも各地で見かけておりますけれども、捕獲したという情報はほとんど聞いていません。わな自体に問題があるのではないかとさえ思われます。わなについての捕獲数と、今後のわな対策についてお伺いしたいと思います。

３番目に、飛騨市農水産業振興事業補助金交付要領および飛騨市有害鳥獣被害防止助成金交付要領についてお願いします。私は、増額の立場で意見を述べたいと思います。

野生動物侵入防止施設補助金は現在、補助対象事業費の２分の１以内の額。ただし、個人にあっては１０万円、法人その他の団体にあっては２００万円を限度とするということになっています。近隣の高山では集落、地域ごとの場合、補助率が４分の３にできると書いてございます。４分の３の補助をしています。このような形にできないのか。また、鳥獣を捕獲した場合も、助成金の金額について値上げができないのかお伺いしたいと思います。

助成金の交付の件について、方法についても伺いたいと思います。現在は、物を買いたい場合に申請をしまして、額が決定したら事業を行って、補助金を受けられるというふうになっています。被害があった場合については、即その対策を必要とされます。防止対策を実施した後でも、領収書や実施写真等々を提出することによって、補助金が支給できるようにならないかについて質問したいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長　藤井義昌　登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、ご質問２点目の鳥獣害対策について。その１番目、農業支援センターによる支援について、からお答えさせていただきます。

鳥獣被害対策につきましては、農林部の農林課が所管しておりますが、議員ご指摘のとおり、地域ぐるみでの対策が重要と考えており、今、順次進めているところでございます。

市としましても、既に設置した地区、また今年度設置予定の地区を抽出しモデル地区として、飛騨農林事務所の協力を得ながら、設置効果とか管理方法等の検証を実施しており、今後設置予定の他の地区におきましても鳥獣害被害防止に対する意識の高揚が図られるよう推進しているところでございます。

次に、恒久柵設置に伴う被害対策効果等について、でございますが、平成２３年度に国の「鳥獣害防止総合対策事業」で設置をいたしました宮川町三川原区につきましては、獣の侵入防止ができており好評でございますが、古川町太江区については本年、イノシシと思われますが１カ所破られておりまして、現在、太江区とメーカーと改善点につきまして協議を重ねているところでございます。

両地区とも雪の害につきましては、主として山林内の樹木に沿って設置しているため、直接の被害は出ておりません。県道をはじめ道路沿いの除雪に影響のある場所については、降雪前に倒し、春先に再度設置をしているため破損等は発生しておりません。また、補強用の支柱鉄筋を入れて耐雪対策を実施しております。

しかし、どのメーカーに問い合わせても雪に対する保証は一切できないとの回答がございまして、かつ豪雪地帯での設置例がないことから、飛騨市では２地区の推移を見守って、毎春に破損状況を聞き取りしながら調査している状況でございます。

現在、「飛騨地域鳥獣被害現地対策本部」主催によりまして、白川村において、雪に強い鳥獣被害防止策の検討を、企業１６社と岐阜大学の協力により平成２４年１１月に「耐雪型鳥獣被害防止柵」を設置し、検証している最中でございます。

これは、豪雪地帯での常設可能な「耐雪型鳥獣害防止柵」のうち、より安価な規格の柵について、国の地域特認制度の認定に向けて検証中であるということで、まだ結果は出ておりません。雪に強くするには太い金属柵と支柱が必要でございますが、現状の国の補助標準単価であるワイヤーメッシュ１メートル当たり１，０００円、あるいは、金網１メートル当たり１，５５０円では困難な状況でございます。

次に、２点目の鳥獣被害対策実施隊、これは鳥獣被害防止特別措置法により市町村では「被害防止計画に基づく取り組みを実施するため設置できる」とされ、飛騨市では設置要綱を策定し、農林部長を隊長とする農林部職員１０名で構成しております。業務内

容としましては、被害対策の現地調査やアドバイスを行っているものでございます。

同隊は、「市町村職員や猟友会のメンバーで構成できる」とされ、非常勤公務員として取り扱われるほか、捕獲を担当する隊員につきましては狩猟税が２分の１に軽減されるという支援がありますが、猟友会会員は狩猟を趣味としておりまして、有害鳥獣の駆除を目的としていないことから、飛騨市では現在のところメンバーには加えておりません。

現行の「飛騨市鳥獣被害対策実施隊」は全員が市職員であることから、市民からの鳥獣被害等の通報に対して即座に現場確認し、猟友会への捕獲依頼等ができておりますけれども、猟友会員の高齢化や会員が減少していく中で、今後は有害駆除の専門として実施する人材の育成が必要であろうかと考えております。

続きまして、捕獲わなについて回答させていただきます。平成２５年度８月末現在のわなでの捕獲数は、ツキノワグマ２２頭、イノシシ６４頭、ニホンザル５頭となっております。

参考として平成２４年度は、ツキノワグマ２３頭、イノシシ１０４頭ですが、平成２３年度では、ツキノワグマ１２頭、イノシシ６７頭で、山林におけるドングリをはじめとしたエサの豊凶の影響もあって、一概にわな自体に問題があるとは言えないと考えております。

しかしながら、もともと当地域は積雪地帯でございまして、イノシシがあまり生息していなかったことから、イノシシに対する知識が豊富でないことだけは事実でございます。

わな対策につきましては、現在岐阜県から監視カメラを借用しまして、獣道、わなの周囲や被害農地の周囲に設置いたしまして、どういった動物がどのような行動をしているかを観察しながら地域住民と対策を研究しているところでございます。

また、本年１月には、農林水産省の野生鳥獣被害対策アドバイザーである栃木県在住の須永重夫先生を講師に招きまして、箱わなによる捕獲のポイントを受講いたしております。受講者からは、非常に参考になったとの意見が多かったことから、この１０月に再度お招きしまして、実際に設置しているわなを検証してもらって、アドバイスを受ける予定にしております。これによるレベルアップを図っていきたいと考えております。

３点目の鳥獣害侵入防止柵の補助金制度について説明させていただきます。侵入防止柵は、個人で購入しておりましたけれども、集落ぐるみでの対策が有効であるということから、平成２３年度に同補助金交付要綱を改正いたしまして、従来の個人１０万円から、行政区、改良組合などの団体にまで範囲を広げまして、団体の場合の上限を２００万円としたものでございます。

また、侵入防止柵は集落単位で行えば、補助対象費の１００％が補助されることから、高山市でも国庫補助事業を原則とし、対象とならなかった場合のみ、市単独で補助をするということを行っているようでございます。飛騨市としても、高山市同様、極力国庫補助事業を活用しながら普及していきたいと考えているところでございます。

次に、鳥獣を捕獲した場合の助成金についてお答えさせていただきます。飛騨市ではクマ、イノシシなどの大型獣類について、有害駆除にて捕獲したものについては、１頭につき１万円の報奨金を払っております。

また、本年５月から捕獲したものについては、平成２７年までの３年間でございますが、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金を利用しまして、イノシシ、クマ、サルなどの大型獣は８，０００円、幼獣は１，０００円、カラスなどの鳥類は２００円を上乗せしております。

また飛騨市独自の制度といたしまして、平成２３年の狩猟期間から、イノシシ、ニホンジカに限り、１頭につき２，０００円の買上金を出しております。

狩猟期間に捕獲することは、積雪で動物の行動範囲が狭くなる上に、足跡があり追跡しやすいこと、春の出産前に捕獲できることのメリットがあげられます。実際には平成２４年度は、イノシシについて、有害駆除は１０４頭に対し、狩猟期間では１５４頭。平成２３年度は、イノシシについて、有害駆除は６７頭に対し、狩猟期間では２１１頭。ニホンジカについては、有害駆除では実績がありませんでしたが、狩猟期間では平成２４年に１１頭、平成２３年に１７頭を捕獲しております。有害駆除の助成金の単価アップが、即効果につながるとは考えにくいというのが現状でございます。

また、飛騨市では、被害にあった農地にわなを運搬する、または移動するなど、捕獲するまでの準備費用を捕獲した場合の助成金のほかに、委託料として支払っております。これに対し、他市ではそういった準備費用は認めておらず、「捕獲した実績に対してのみ支払う」となっているのが現状です。

現行の準備費用を含めた金額支給方法について、猟友会と協議の上実施しているところでございますが、現行方式が良いのか、あるいは実績主義でいくのか、これにつきましては今後も猟友会と相談をしながら検討してまいりたいと思っております。

なお、進入防止策補助金の交付に関しましては、即侵入を防止する対策も必要であると認識しておりますが、現在では当初予算の範囲内で補助金額を決定するため、申請の早い者勝ちとならないよう、被害の多い作物の収穫がおおむね終了する１０月末まで申請を受け付けて手続きをしております。被害地域の方々と被害防止方法や実施時期、その他の連絡を取り合い、有効な手段が講じられるよう進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

〔農林部長　藤井義昌　着席〕

○４番（洞口和彦）

ちょっと再確認させていただきたいのですけれども、補助対象ですが、２００万までということは私もさっき申し上げましたが、２分の１以上という枠は抜けていないのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

２分の１以内でございます。

○４番（洞口和彦）

私は声を大にして言いたいのですけれども、せめてもし国の補助を受けられなかった場合については、高山は４分の３ですよね、団体は。そこまでは伸びてほしいと思いますし、先ほど被害に遭った場合については予算の関係上と言われていますけれども、有効な手段としては、いかに即対応するかということが有効な手段なのです。だから、せっかくの補助金ですから有効な手段を利用するために使われたらどうですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

補助金の高額補助ということでございますが、ほかの補助とのバランスもございまして、現在２分の１としているわけでございますけれども、緊急的事案があったり、また、国の補助金がのびたりしている場合は検討させてはいただきます。

次に、すぐ補助をということでございますけれども、まず、すぐ相談をしていただきたいと思います。私たちもすぐ現場へ出向きまして、一体どういう柵がいいのか、どこからどこまで延ばしたらいいのかということをすぐ相談しながら、まずは相談をしていただければ有り難いと思っております。

○４番（洞口和彦）

ここで議論しても、すぐ倍になるわけではございませんけれども、本当に驚くような速さで田畑が荒らされていっています。「猿の惑星」という映画もございましたけれども、このままでは囲いをして、その中で農業をして、その中で生活をすると。野生動物は、その囲いの外を走り回って暴れていると。まさに、アフリカで言えば野生の王国でございますのですばらしい地域でございますけれども、そんな現象が近い将来必ずやってくると思います。特にこの近辺でとは申しませんけれども、実に私の家の近辺ではそうなるだろうと思っています。だから、そういう全面的な料金を含めた対策は、いつやるのですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この鳥獣害被害につきましては、議員ご指摘のとおりで頭の痛い話でございます。ただ、これは地域ぐるみでやるつもりがあるかどうか、というところにかかってくると思います。今、補助金が安いからやらないということで、困っているということは聞いておりません。ただ、やりたいから国の補助を早く欲しい、ということは聞いております。地域がやはりまとまることが第一でございまして、地域がまとまった所から補助事業に乗ってやっていくという形を今とっているわけでございますので、その辺ご理解をいた

だきたい。これが４分の３になったら、どんどんやるのかどうか。このことにつきましては、疑問なところもございます。とにかく、獣害につきましては先ほど部長が答えましたように、いろんな施策を国、県と相談をしながら取り組んでいるところでございますので、イノシシ用の柵をすれば、今度はシカが入るようになるかもしれませんし、シカをやれば今度はサルが入るようになるかもしれません。いろんなことが考えられますので、一概なことは言えませんが、とにかく地域が一丸となって、この鳥獣害被害に取り組むという姿勢が大切ではないかというふうに思っています。

○４番（洞口和彦）

さすがは市長、見聞が高いです。私は、イノシシのことをほとんど重点に申し上げておりましたが、今言いますと「かくかくしかじか」とか、「さるものは追わず」いろいろな分野から検討したいということでございます。本当に感謝いたします。

はっきり言えば、「今でしょう」と言っていただきたかったのですが、なかなかそこまでは全体的を考えて答えられないということでもございました。

しかし、意志に沿ったこういう対策を、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。やはり今、本当に高齢化していっていますし、里山を守る力にも限界がございます。はっきり言って、野生動物の数というのもはっきりつかめていません。対策は本当に困難というのは目に見えますけれども、やはり、将来何頭捕獲すれば被害が減るのかしっかりした目標を定めて、できましたら野生動物と共存して生活できるような、そんな豊かな飛騨の里にしていってほしい。本当に心から、今回は数字的に一つくらい実績をつかんでいけるかなと思って提案させていただいたのですが、慎重かつ将来を見据えた回答でございまして、できるだけ今後の状況を見ながら、寛大な大胆な措置を取っていただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔４番　洞口和彦　着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後２時５５分といたします。

（　休憩　午後２時４５分　　再開　午後２時５５分　）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。次に１３番、天木幸男君。

〔１３番　天木幸男　登壇〕

○１３番（天木幸男）

久しぶりに登壇をさせていただくものでございます。お許しをいただきましたので、

３点につきましてお伺いをいたしたいと思います。まず第１に、観光振興の環境整備について、でございます。問４までは、古川に限定してお伺いいたします。

古川の観光の生い立ちをさかのぼりますと、平成元年ふるさと創生事業を契機に、観光の町に変革しようと舵を切りました。これこそ古川のありようの背骨のようなもので、市民手作りの知恵を結集した構想「この一冊が未来を拓く」レポートと「新観光戦略による百万人誘客構想」が火種となり、思い切った重点投資により、まちの流れが大きく変わってまいりました。

その結果、観光のウェイトが高まり、観光客が飛躍的に増加してきたものの、最近では残念ながら足踏み状態どころか、尻すぼみの傾向ではないでしょうか。

そこで、今後引き続き観光に力点を置き、厚みを増していくにはＰＲが大切ですが、現場に変化を与えなければ発展には結びつかないのではないかと思います。今後、より発展に導くために、市民の生活の便利さと、観光客から見た魅力さが折り合うまちづくりが大切ではないかと思います。今日まで先輩が築き上げてきた観光、景観の取り組みを踏まえ、気付いた数点について考えを伺うものであります。

まず一つ目、道路の両側を流れる水路の魅力を生かせないか、ということであります。観光客から見た魅力のスポットの一つとして、「道路の両側の水路に水が流れている。これがすばらしい感動を与えてくれる」と、多くの観光客が言っております。壱之町通りは、ある程度良い景観を保ってはいるものの、その他の観光ルートは鉄板やコンクリート蓋で塞がれてしまっておりまして、その結果、景観を損ね残念だ、と観光客に何度も言われてまいりました。

しかし、そこに住んでいる住民からすると、日常生活に便利さが求められ、自家用車の駐車場として活用するなど、住む人と訪れた観光客との感性の違いが、相反する立場をまちづくりにどう調和を図っていくかであります。

力点をどちらに置くかによって、政策が変わってまいります。

例えば、観光に力を注ぐのであれば、市民のマイナス分が補われる支援によって、より観光客の関心が得られ、もてなす心を感じていただけるまちづくりが進められると考えます。今後の取り組みについて考えを伺います。

二つ目に、自然石を生かしたまちづくりが基本のはずであるということでございます。個々の軒下に一輪の花かざり運動や、３０年間も続けられているカキツバタの花、花菖蒲のプランターを瀬戸川周辺や公共施設などに並べ、景観を盛り上げていただいているボランティアの人たちにより、町ぐるみの美化運動が続けられております。

行政は普通のコンクリート電柱から茶色の電柱に切り替え、近年は電線を地下埋設に切り替えつつあることは、良い傾向であります。

このように、徐々ではありますが観光の魅力に厚みを増してはいるものの、一方、先輩たちが今日までまちづくりの基本理念のもとに進めてきた施設や、ややもるすと破壊するのではないかと疑念を持っている人たちがおります。これまでみんなの知恵で実現

してきた成長戦略は、「歴史的町並みの保存と再生」であって、町の個性は歴史、自然、文化など様々なもので表現されてきました。その一つに、魅力を創出する古川独自の個性を生かした構想提案の中に、「味気のないアスファルト舗装ではなく石畳にするべき」と明記されており、あらゆる所で自然石を生かしたまちづくりを基本として進められてきたはずであります。

その当時の記憶をたどりますと、古川がライバルとして注目してまいりました長野県の小布施町、滋賀県の長浜市、伊勢市も道路を石畳にし、石畳を基調にした町並みの整備が観光客を引きつけ、大観光地に変身しています。

この構想により整備された、瀬戸川沿いのイチョウ張りのピンコロ石で並べた道路が取り壊されると聞きました。しかし、誰に聞いても明確な返答がないのです。我々は何も伺っておりませんが、現場の工事は既に動いています。建設当時も一部の苦情があったものの、市民の大勢の意見によって決定した経緯があり、忘れることはできません。

ここで思うに、市民の生活の便利さと、観光の魅力をはかりにかけるときに乗り越えなければならないものがあります。政策的なマイナス部分を補うために、行政が支援することによって、お互いの苦しみを解消するのが政策ではないでしょうか。

もし、古川の顔である石畳の道路を壊すのであれば、これまで築いてきた政策を、どのような過程を得て取り壊すことになったのか説明を求めなければなりません。これまで真剣に観光振興に関わってきた人たちにとって、残念と思えても仕方がありません。

観光サイドから好評であったこれらの施策を壊すのではなく、新たな政策により付加価値を高める方が発展につながると思います。これからは、何といってもリピーターを増やしていくことが先決で、再び訪れた旅人に「まちが変わっている、見るスポットが増えている」と、感動を与えることが観光客を引きつける秘策ではないかと思いますが、どのようなお考えをお持ちか伺うものであります。

三つ目でございますが、観光に磨きをかけていく観光振興の姿勢はどう思ってみえるかということでございます。これからの観光振興において修正を考えていくならば、市民の考えを聞くアンケートなどを取り、毎年何か一つずつ計画的に魅力を増やしていくことが、観光に磨きをかけていく観光振興の姿勢であり、結果を出していくことこそが大切ではないかと思います。これまで先輩方が築いてきた観光振興を、時代の変化に沿うようにするために、どんな考えをお持ちか伺うものであります。

最近策定した観光に対する総合計画、観光ビジョンを拝見しますと、総花的で何をするという目的が乏しいというか、具体的に乏しいように感じられます。これからのまちづくりは、歴史の針を戻すのではなく、新しい戦略を生み出す構想力を問われているのは、飛騨市も同じではないでしょうか。これからの取り組みについて、具体的なイメージを示していただきたいと思います。

四つ目に、観光に空き家を生かせないかということでございます。近年、空き家が増加し、問題視されております。この空き家を生かす方法の一つとして、観光としての視

点から支援策も含め、何らかの対策が考えられないでしょうか。アイディアです、発想です。

一例を挙げれば、伝統ある提灯作り体験です。現在、まつり会館が提灯の張替えなどを委託事業として引き受け、他市で製造修繕しているようでありますが、少しの宣伝でも２４年度には６６件受注があったようであります。２５年度は６７件、新規が１６件あったようです。これは、もともと飛騨市の伝統産業と私は理解しております。飛騨市内で実現できれば、一石二鳥になるような気がしますが、いかがでしょうか。

また、失われつつある歴史的に保存すべき建物を買い取り、借り入れするなど、後世に残す気持ちがないか併せてお伺いいたします。

五つ目は、意味はちょっと広げるわけでございますが、普通財産を無償譲渡してでも、観光の活性化に取り組む気持ちはないか、ということであります。

先ほどは、山下議員からも調査費の内容について聞かれました。私は、政策提案をいたします。最近、飛騨市の中で唯一脚光を浴びている観光施設は、神岡のレールマウンテンバイクのように感じます。

この施設は、市が所有する普通財産としての不動産と鉄骨、すなわち、遺物が存在しています。この財産を普通財産として市が所有しているということは、経済価値を利用することにより、使用、収益、処分することが予定されているのが普通財産の目的であります。市は、今回の補正で鉄道対策政策経費として、延長計画の調査費を計上してあります。

そこで思うに、行政が事業主体で行う迷惑施設、安全施設ともなりますと、慎重が優先してしまい、決断するまでに相当の時間がかかることが世の習いであります。現在、うまく軌道に乗せて頑張っているＮＰＯの皆さんに、一切任せた方がうまく、スムーズにいくのではないかと思います。

そこで、飛騨市は最近、産業振興等を促進するために、行政の支援策として普通財産を民間の振興事業に無償貸与、無償譲渡し、活性化を目指しているところでありますが、この財産もＮＰＯである公益団体に必要部分を無償譲渡することで、より発展の余地を与え、行政として今日まで決断に苦しんできた危険、安全、責任者代が解消でき、加えて物事、願いがスムーズに進むようになると考えますが、市長の見解を伺うものであります。以上、１点目の質問を終わります。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長　井上久則　登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、１点目と、２点目につきましては経緯等含めて、再確認の意味も含めまして、基盤整備部のほうから現状等も含めて説明をさせていただきます。私は、３、４、５について答弁をさせていただきます。

まず、私のまちづくりの基本の考え方でございますが、これは、やはりそこに住む、これから１０年、２０年永久的に住まれる方、その方の住みよいまちづくり、それが基本でございます。外の方に対して来てもらうためのまちづくりではなく、住みよいまちづくりが基本でございまして、そこの地元に住んでみえる方が住みよいまちづくりをすれば、外からも来やすくなるという考え方が基本でございますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、３点目からでございます。観光に磨きをかけていく観光振興の姿勢について、でございます。

私がいまさら申すまでもなく旅行者ニーズは多様化・個性化しており、国内旅行でいえば最近までの主流であった安・近・短、安い、短い、近い、の旅行形態もあれば、ＪＲ九州が運行する洗練された特急列車や、近鉄が式年遷宮を期に導入した新型列車が人気を博しているように、豪華さや新鮮さへの需要ニーズが増しており、提供する側である観光地や観光産業に求められる幅は、ますます広がっていると認識しております。

また、飛騨高山や白川郷のビッグネームに囲まれている古川の街で観光入込客や宿泊者を増やしていくためには、高山市や白川郷以上にハード整備とソフト事業の両面から計画的に魅力を増やして観光地としての差別化を図らなければ、飛騨市の観光振興にはつながらないと思います。

先般、ＪＲ東海の企画担当と打ち合わせをしました当市の観光課職員から、「人は旅に出る時に、訪れる街への期待感を含めて高揚する気持ちを持つ。私は（担当者）古川駅に降りて、高山とは違う落ち着いた印象を受けた。ほかにも街が持つ魅力はあると思うが全体としてインパクトが感じられず、旅行者のワクワク感に応えられていない。また訪れたいと思わせる街になっていない」と、指摘をされたとの報告を受けました。

確かに古川駅を起点に三寺を巡るコースを歩くにしても、駅前通りから大横丁線や古い町並みへの導線は、道路もクランク状態で分かりにくく、道案内がありません。マップを見ながら、車往来の多い県道を歩く子供連れの家族を見かけます。また、のぞいて見たくなる土産物店や、飛騨の地に来ておいしい物を食べる店など休む店が見当たらないとのことで、まつり広場や庁舎前駐車場の東屋で時間を持て余し、休んでいる観光客を目にいたします。これでは、この次に家族や友人を誘って、また来ようとは思わないと思います。

冒頭に述べましたように、多様化するニーズに対して、町並みや瀬戸川を見てもらうだけの観光では勝負にならない時代となりました。まつり会館や匠文化館、瀬戸川の修景整備から２０年以上が経過し、この間、「さくら」効果の賑わいと、その後の衰退の両極端を経験した古川の街中での観光振興につなげるアクションが乏しかったことは否めません。

また、天木議員のご質問でも引用されている近江・長浜や信州・小布施など、当時の古川の町並み整備をモデルにしたいと、まちづくり関係者が見学に訪れた他の自治体が、

通年型観光地に変貌し賑わいを見せております。

特に、滋賀県長浜市では、黒漆喰の外壁が残る歴史的な元銀行の建物の保存を兼ね、中心市街地の活性化の拠点としての活用を目的に、民間企業の有志が集い、行政の支援を受けながら第３セクター「株式会社黒壁」を立ち上げ、「歴史性」、「文化芸術性」、「国際性」のコンセプトを核にした事業を展開されております。平成元年当時、個人の作家活動の域を超えていなかった「ガラス」に焦点を当て、本物のガラス文化の追求と多方面への事業展開の結果、株式会社黒壁はガラスショップ、工房、ギャラリー、美術館、レストランを多数直営し、周辺散策エリア「黒壁スクエア」には２４４万人の来訪者が訪れるまでに発展されました。

長浜のまちづくりの成功は、ＮＰＯの組織化と明確なまちづくりのコンセプトを基本として、官民を問わずまちづくりの核となる人々の集まりがあり、常に新しい発想で時代に合わせた仕掛けを投げ続け、自ら汗をかいて事業展開されてきたことでございます。今でも散策エリアには、民間の「街中役場」的な事務所を設け、行政任せにはせず、自分たちのまちづくりは自分たちで決め、実行されております。

長浜の後塵を拝してしまった飛騨古川のこれからのまちづくりのとるべき展開といたしましては、先端科学学園都市構想を神岡町で進めているように、まちづくりに意欲ある方々が参加しているまちづくり協議会の景観部会や、交流促進部会での議論を真に実現可能なプログラムとしてもらい、自ら展開してもらうことと、街中に住む次世代を担う方々には古川の街の２０年先、３０年先の構想・グランドデザインを描いていただきたいと思います。そして、行政任せにはせず、そこに住む地域住民に対しても自分たちのまちづくりを説明して回っていただきたい。その上で、そのまちづくり構想に地域住民が賛同されたならば、行政は下支えに回ってまちなみ整備を進めることにあると思います。

こうした意欲ある住民の皆様の取り組みに対し、必要であるならば来年度予算の中で、まちづくり構想を具現化するためにコーディネートできる人材の確保や、ワークショップや座談会の開催経費等についても、予算化を考えていきたいと考えているところでございます。

次に、観光に空き家を生かせないか、でございます。空き家の活用につきましては池田議員からもいただいており、貸し借りに伴う課題や宅建協会との連携については、明日、担当部長から答弁をさせますが、私からは観光資源としての空き家活用の可能性を述べさせていただきます。

議員のご質問の趣旨として、先ほど、例に取り上げた長浜の黒壁スクエアの発端が歴史的建造物の保存活用が元となっていることから、まちづくりには空き家活用によっても発展の可能性もあるのではないかとのことでないかと推測いたします。

古川の中心市街地の空き家も、民間事業者の調査で軒並み増え続けていることは周知のとおりであります。そこに暮らす住民が減って、屋台や起し太鼓の祭礼行事にも支障

をきたしている現状を踏まえて、私は先ほど答弁したとおり、古川の町並みグランドデザインをどう描いていくかが先決であると思います。

空き家となっている町家を今後どう生かしていくのか。また、その手法として「保存すべき建物を買い取り、または借り入れして後世に残すのか」については、買入れや借入れの対象とする空き家の基準や地域設定、所有者との金銭的な調整、発生する管理経費など課題も多いと予測され、ご提案のように軽々に事を進めることはできないと思います。

行政が空き家の買い取りや借り入れを仲介できないとすれば、長浜市の「株式会社黒壁」のような組織が必要となってくることから、関係者と協議をし、永続的な賑わいを生み出せるような仕組みを考えたいと思います。

最後に、神岡鉄道の資産についてのことでございます。ＮＰＯ神岡・町づくりネットワークのガッタンゴーは、昨年の２万人に続き、今年は２万５千人の誘客を実現されようとしております。市の観光振興にとって、非常に貢献されていると認識をしております。

先の山下議員の質問にお答えをしたように、現在、ＮＰＯ法人から提案をいただきました「渓谷コース」について、使用の可能性を探るべく補正予算案を上程させていただいております。今後、検討作業を進めていくことになりますが、もし、安全対策経費や維持管理経費の課題がクリアされれば、市で施工し、ＮＰＯ法人に貸し付けることとなります。

なお、議員ご提案の譲渡につきましては、将来的な撤去費用の問題等もございまして、現在のところ現実的ではないと考えているところでございます。

〔市長　井上久則　着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

観光振興の環境整備について、１点目および２点目についてお答えします。１点目の道路の両側を流れる水路の魅力を生かせないか、というご質問についてお答えします。

古川町の古い町並みは市にとって誇るべき財産であり、先代が築いた伝統や文化を継承する中で大切に守り育てられたものあります。また、町並みを流れる豊富できれいな用水は、魅力ある景観を作り出し、訪れる観光客には安らぎと感動を与えるもので、全国に誇るべき観光のスポットとなっています。

まちづくりの歴史は、昭和６１年の日本ナショナルトラストによる「町並み調査」をかわきりに、景観を重視した基本構想を策定し、平成８年からは景観を観光へ生かすために「街なみ環境整備事業」などを実施してまいりましたが、古い町並み通りは、水を見せるというコンセプトから、あえて側溝に蓋をしないという方針で整備を進めてまい

りました。

しかし、近年は側溝全面に蓋を掛け、転落防止や段差解消を行うとともに、側溝蓋の上を歩行空間として確保する整備を行ってまいりました。具体的には、壱之町線や三之町線については水路の修景を行い、極力蓋を掛けないで流れる水を見せる通りとして整備し、弐之町線や大横丁線は商店が立ち並び、車両の通行量も多いため、安全性や利便性に配慮して側溝蓋を設置する通りとして整備をしてまいりました。

このように、環境に配慮した散策道路と商店街等の生活道路とを区分することで、魅力ある観光ルートを確保しながらも、子供や高齢者に対して安全で優しいまちづくりを行っております。今後も住む人にとっては安全で安心して暮らせるまちづくり、また訪れる観光客にとっては魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

次に、２点目の自然石を生かしたまちづくりが基本のはず、というご質問についてお答えします。

瀬戸川沿いをカキツバタや花菖蒲で美しく飾っていただいている「花菖蒲の会」の皆様、サナのごみ取りや行灯(あんどん)・樹木の維持管理を行っていただいている「瀬戸川愛沿う会」の皆様をはじめ、日頃より瀬戸川の美化活動にご尽力をいただいている皆様方には、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

瀬戸川周辺につきましては、昭和６３年の観光協会および青年会議所有志による提言など地域住民のご意見をいただき、平成４年の修景整備により施工された現在の石畳舗装は、市民の皆様に親しまれ、観光客の心を和ませる観光スポットとして活用されております。現在、さらなる景観の向上を目的として、昨年度より電線類地中化事業を進めております。今年の５月には第一期工事として、荒城川右岸の弁財天道から県道古川国府線の馬場地下道前までの区間を施工しており、道路の大部分を掘削するため、既存の石畳の撤去をしております。また、１０月からは第二期工事として、その馬場地下道前から円光寺前までの区間の工事を予定しております。舗装復旧につきましては、路線全体の地中化工事が完了後に電線・電柱の撤去工事を行う必要があるため、現時点では仮舗装を行い、できる限り観光シーズンを配慮するよう観光協会等と協議し、来年度には本舗装工事を進めてまいりたいと考えております。

本舗装につきましては、地域住民や観光客から既存の石畳舗装に対しまして「祭りの屋台が従来は入っていたが、石畳になったので入れなくなった」とか、「凹凸でつまずき歩きにくい」とか、「自転車で買い物に出かけたとき卵が割れる」とか、「車いすの通行に支障をきたす」とか、「スコップがひっかかり除雪に苦慮している」などの苦情を伺っております。また、今年の５月に開催した地元説明会においても、沿線住民からは舗装についての強い要望が出されております。

古川の町並みは、そこに生活する人が築き上げた町であり、この町並みを保存していくためにも、住民がいつまでも住み続けたいと思う住環境の整備も必要です。そのためには、住まれている地域住民の合意形成が最も重要と考えています。市としましては、

魅力ある景観と住みやすさの両方を兼ね備え、観光客と住民のいずれにも受け入れられるまちづくりを進めるためにも、今後は沿線住民をはじめ瀬戸川愛沿う会や、まちづくり協議会などの各種団体のご意見をいただきながら整備を進めてまいります。

〔基盤整備部長　川瀬智彦　着席〕

○１３番（天木幸男）

いくつか回答をいただきました。市長の基本理念については、私もよく承知をしておりますし、古川の原点である考え方についても同じだろうと思っております。たまたま今日まで、私がこうやって思いつきの形で今訴えたところでございますが、特に石張りの問題につきましては、あの当時もこういう問題がございました。しかしながら、観光協会なり商工会なりいろんな市民の合意を得て、一部の方は反対がありましたけど、総論的には決まってしまったという経緯がございます。あれがまた、観光客にとっては非常に魅力的だということで感動を与えてきている。しかしながら、市長が言っておりますように地元の皆さん方の利便もきたさなければいけない。確かに、今言われたことのとおりでございますが、単なる舗装するというのは、舗装というのはどういう舗装なのか、もう一度教えていただきたいのですが。と申しますのは、石張りにもいろいろな工法がありまして、今、古川の中を眺めてもらうと分かりますように、イチョウの木の下にありますように平らな石にちょっとザラザラを入れて色の変わった石を並べるとか、いろいろな形であの辺がちりばめているのだろうということは、古川町の観光づくりの中の基本的な考え方として、ああいう形の型がうたってあることでございますので、これを修正するのが単なる舗装では、私としては今までの過去の市民の皆さん方の気持ちから反するような気がしてならないわけでございます。その舗装の内容について、ひとつ教えていただきたいと思います。単なるただの舗装なのか、どういう舗装なのか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

今、答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、舗装につきましては観光客や沿線住民の皆様方から、歩きにくいとか、除雪に苦慮していると。そういうご意見を伺っておりますので、復旧の際には、これらの意見も踏まえて検討を今進めている状況でございます。

今、検討の内容としましては、まずはじめに今までの町並みの風情を継続させるために、どんな舗装があるのかということを検討しております。アスファルト系舗装としましては、黒舗装はいかにも味気なく、カラー舗装は過去に施工した箇所の色褪せ劣化が進んでいるという状況でありますが、舗装技術も進歩して、種石に天然石を使用して石自体の色合いを表面に生かしたりとか、石材を並べたように見せる舗装などもあります。

そこで、生活者の観点から、住民がいつまでも住み続けたいと思う住環境整備をするには、平坦性とすべりについて検討する必要があると考えております。表面に凹凸があ

る場合は、先ほどもありましたハイヒールを履かれた女性や、高齢者が歩きにくい。自転車や車いすなどの軽車両が通行しにくいといった状況が考えられます。平坦性を考えれば、石張り舗装でもアスファルト舗装でも対応はできますけれども、石張り舗装の場合は表面の広い石を使用すると滑りやすくなりますし、狭い石を使用すると目地が多くなることなどから通行性が悪くなり、また除雪の際にもスコップが引っ掛かりやすくなるというようなものでございます。

そのほかにも、舗装を長くもたせるためには耐久性というのが求められます。石自体の耐久性には問題はありませんけれども、経年劣化や車両通行の衝撃によって目地が破損し、破損した箇所から浸透した水が凍結によって、剥離や浮きの原因となる可能性があります。アスファルト系舗装は、摩耗やひび割れなどの維持管理が必要となってきます。その維持管理についてですが、石系の舗装は、部分的な入れ替え補修や水道管などの地下埋設物を改修する際には、コンクリート路盤を取り壊すなどの手間やコストがかかります。また、アスファルト系舗装は石系舗装より安価に施工できますが、カラー舗装や天然石の種石を使用した舗装の場合は、色あせや種石合わせ、またそれと同じ少量の種石の調達が困難となり部分補修が難しく、全面補修にはコストがかかるという状況でございます。

このように、各種の舗装にそれぞれの特徴がございまして、これらを踏まえて景観と住みやすさの両方を兼ね備えた舗装についても、沿線住民の皆様方へ、各種団体の皆様方のご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○１３番（天木幸男）

時代の移り変わりも中にはあるかと思いますけど、私は地域の観光客を呼びつける、何といいますか魅力といいますか、そういうことから考えますと、自然石というものは昔から言われておりますように、時がたてばたつほど磨きができてくるんだと。将来に魅力するので、舗装というものは消耗品に値するのだということを言われております。ですから、歴史が生まれてくる。だから、それが光を見るという観光になるということで、全国どこでもこの石張りというものが張られている。飛騨市の場合にも先端を切って、平成元年のときにこれを基本としたまちづくりをやっていくんだということが原点にあるわけでございますので、今、単なる地元の人がげたが引っ掛かるとか、それではやはり地域のためにやるのであって、観光に人を呼び込むという力には私は乏しくなってくると思います。それと、今までやってきたことが破壊されるというのか、なくするというふうに私は思いを持っております。観光の目玉である石張りの道を壊すことに金をかけるくらいなら、新たな施策を作ってもらって、別の角度で肉付けをしてもらうということが、飛騨市の観光の魅力を生み出す原動力になるのではないかと私は思います。ですから、この辺の大きな相反する考え方に私はとれるわけでございますが、ただ今のところ検討中ということを伺いましたので、ぜひとも、もう少し慎重に考えてもらって、要はカラー舗装なら安くつくし、やはり地元の人たちは使いやすいし、これは分かって

おります。しかし、やはり観光という面から捉えれば、市長が言われるように、観光のほうは住んでいる人たちが住みやすいならそれでいいんだと、観光はどうでもいいんだと私はとれるのです。ですから、その辺をもう一度市長から確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

細かいことは副市長が答えますが、要はあそこを観光の目玉としたいということで電柱の地中化をするわけです。その地中化をするときには、今のピンコロは一回取り外さなければならないのです。これは仕方ないことということでございます。観光の目玉にしたいということでございます。

先ほど基盤整備部長から言いましたように、私は市政懇談会にずっと地域へ出掛けるわけでございますが、あそこのピンコロにつきましては非常に先ほど言った苦情が多くありまして、どこかではすべらかくしてほしいということがずっと出ておりました。今、かまうときにこれの機会を逃しては、これをまた元に戻して同じような復旧でするということにつきましては、地域の了解は得られないというふうに思っています。これは地域の出身の議員の方もおみえになりますので、聞いていただければよく分かると思いますけれども、ここはこの機会を逃すと、あそこは永久的にピンコロがすべらかくなるということはあり得ないというふうに私は思っています。そういったことも含めまして、今ほど言いました舗装というのは、いろんな舗装の仕方があります。自然石もあれば、いろんなものがあるわけでございますので、どういったものが良いのかということは今担当部のほうで考えておりますので、できるだけ観光の目玉が崩せない、せっかく地中化して崩れては具合が悪いということでございますので、その辺のことにつきましてはご理解をいただきたいということでございます。今までの流れにつきましては、副市長のほうからお話をさせていただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

これまでの経緯につきまして、再度確認をさせていただきたいと思います。

先ほど天木議員がお話しになられましたように、平成元年から古川の町並みの修景整備というのが行われておりました。その中の大きな事業というのは、まつり広場の整備、起し太鼓会館も含めた広場整備とそれから瀬戸川の整備でございます。これを受けまして、古川町では平成８年に景観条例というのを作り上げました。この景観条例というのは、それぞれの住民の代表の人たちが集まっていただいて、古川の町並みをどうするんだ、それから今後の景観をどうするんだという方針を決めて、景観条例ができたというふうに思っております。

しかしながら私は、その後古川町は政策を変更したというふうに思っています。これはなぜかといいますと、この景観条例を作るために市民の方がお集まりいただいて、今後の古川の町並みをどうするんだ、景観をどうするんだという会議をなくしてしまったわけでございます。これは平成８年の景観条例の制定と同時になくなりました。それともう一つ、古川町で行った変更がございます。それは、町並み景観の担当が企画部門の担当であったわけでございますが、平成９年からは建設課のほうへ移りました。そして、建設課のほうで景観審議会という住宅の確認申請が出たときに、古川の町並みに合った住宅かどうかということを検討する審議会ということで、人々の意見を聞くという機会を大きく小さくしてしまったわけでございます。

先ほど基盤整備部長が申し上げました、街なみ環境整備事業とか、まちづくり整備事業というようなことで、その後も古川の町並み整備が行われたわけでございますが、こうした整備事業につきましては建設課の担当と、それからそれぞれの地域の区長さん等が話し合われて整備をされたわけでございます。先ほど水路の話がでましたが、水路に蓋をかけたのもこのときでございます。また、大横丁につきましては、今レポートに従いまして石張りにしましたが、技術的な問題もあって１０年ほどたちましたら全部めくってしまいまして、現在ご覧いただきましたような舗装に戻っています。こうしたことにつきましては、地域の人たちが、本当に天木議員がおっしゃいましたような景観を望んでいない。一つ一つの課題について聞きますと、側溝に蓋をしてもらいたい、すべらかい道にしていただきたいというのが、本当に住民の皆様方の合意でございます。こうしたことを総括的に考えますと、景観を厳しくすればするほど、そこに住んでみえる方が好みの住宅が造れない、また除雪等で不便をきたすということで、人によりましては町の中から郊外に移転をしようとする人が出ていくわけでございます。

しかしながら反対に、景観というものをなくした整備を行いますと、かつて司馬遼太郎が古川の町並みを「飛騨随一なり」と称したわけでございますが、そうした景観があっという間に崩れてしまうわけでございます。

こうした二つの経験をもう一度考えてみますと、これからの町並み景観を守っていくためには、景観に対して大きな構想を持ってみえる方、期待を持ってみえる方と、それからそこに住んでみえる方と、さらにはかつての西村先生のようにまちづくりに対して大きな知見を持ってみえる方、それからもう一つは舗装なら舗装について技術的な経験を持ってみえる方、全国的に町並み整備が進められまして、もう２０年も３０年もたつわけでございますが、そうした経験則がこれからのまちづくりには生かされるというふうに思います。こうした積雪寒冷地の中で、どういう仕様で舗装すればいいのか、どういう仕様で町並みを整備すればいいのか、というようなことが経験則として分かってまいりましたので、そうした知識を持ってみえる方、この四つが一緒になって古川の町を今後どうしていくんだということを話し合わないと、これは市長の、何といいますか、リーダーシップでこういうふうにしろというような、そういう時代ではない。皆さんの

合意形成の中で、もう一度古川の町並み整備を始めたときに立ち返って、古川の町を今後どうしていくんだということを熱く議論して語る中で、古川の町並み整備をしていかなければいけない。その試金石になるのが、今回の瀬戸川の舗装の改修事業だというふうに思っていますので、またいろいろな意見を聞かせていただいて、より良い形にしたいというふうに思います。

○１３番（天木幸男）

今、お聞かせいただきました。これについては、それなりでいいと思うのですが、検討中の石張りについては、別の方法があります。ただ、石でも大きい石を張るとかいろいろありますので、舗装だけはできるだけ避けていただいて、やはり観光と町の住みよい環境とをうまくおりなうように、上手にやっていただかないと、観光立地なんてことは語れないようになってしまいますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、話はちょっと変わりますけれども、神岡のレールマウンテンの問題につきまして、私は発想としてこうやって出したのですが、なぜ、こんなことを私は申し上げたかといいますと、総合計画ができましてから２２年から２６年第一期前半が終わります。そして、観光ビジョンが３年遅れまして、その年に作りますと言っていたけれども３年も遅れてしまった。そこへもってきて今、まちづくり協議会を立ち上げると、何年先にやられるのか分かりませんけれども、そうしてできた暁には、もう二次総が終わってしまうと。こんなことにならないように、ぜひこの計画をされたのなら、市長の決断で速やかに効果を出すように結果を出してもらいたい。私は、いくら計画書を作っても、そのままうまいことだけ言っていて済んでいくのではなしに、一つ一つ実行につなげてもらいたい。古川のまちづくりもしかりでございます。そういうふうで、ぜひ、何もかもやる必要はないが目に見える形で、何とかしていただければ有り難いということ思っています。といいますのは、市長に責任を負わせることが、非常に今まで安全とかいろいろなことがありました、この神岡の問題については。あのときに聞いた市長の答弁の中に、こういうことがありました。全国の事例を私は申し上げて、神岡鉄道の廃線跡の整理についてということで回答したら、それは十分財源とか安全とか地元の意向を考慮しながら、早期に結論を出したい。もう３年たちました。こういうふうで何もかもが先送りになっておりますので、ぜひやることについては調査すれば、できるだけ速やかに結果を出してほしいということを私はお願いをして、この観光の問題については質問を次に移させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは２番目に、これからの農業振興をどう進めるのかということにつきまして質問をさせていただきます。農業振興会議の総括と成果は、ということでございます。

農業振興会議は、古川から産声を上げまして平成１２年に設立してから、もう１２年ほど経過いたしました。この会議は、町の基本路線を合意していくという農業者による意思決定機関でありまして、行政主導型の農業振興から農業者自ら課題を認識して、農業者本位の農業振興策を実践するという目的で、他市町村に例を見ない思い切った画期

的な農業政策に取り組んでこられました。
しかし、合併後、本会議の機能が合併前の４町村に浸透しないで低下してきつつあるということを伺っております。
そこで、農家の方から「今日まで取り組んできた成果と総括を公表してほしい」との意見がございましたので、あえて質問をさせてもらうわけであります。
現在も、この仕組みは続いているものと理解していますが、農業をめぐる環境は大きく変遷しつつある中で、発足当初、その取り組みは画期的ということで、飛騨市の農業は他町村にはない仕組みとして、先進的な農業のまちと誇っている時がございました。
そこで、他町村と比較していただいて、これまでの成果が、すなわち他町村よりも何が良かったのか、今後はどういう進め方をしていくのか、これについてひとつ伺いたいと思います。
また、本年の当初予算には、長い間続いてきた約１千万円にのぼる支援交付金が、農業振興会議へ交付されておりました。今回は予算化されておりませんけれども、その事情についてお伺いいたしたいと思います。
二つ目に、今年新たに発足いたしました農業支援センターは、行政主導型に政策転換したのか、ということを確認させていただきたいと思います。
農業振興会議の仕組みは、農業が抱える課題を、行政からのトップダウン方式ではなく、地域農業者が主体となって進める方式であります。これこそ理想的な施策だと思いますけれども、一方、行政の指導体制といいますと、ややもすると単なる事務屋になっているように思われます。
今回策定された農業ビジョンの内容から察しますと、目玉となっております飛騨市の農業支援センターは、経営改善をはじめ営農指導等を総合的に支援する、新たな窓口となるようですが、何といっても農業振興にとって重要なのは、「動きをつくる、仕掛ける」ことが大切であると思います。したがって、このセンターの機能は、行政主導型でなければうまく運営は困難と思います。これから進められる振興策の取り組みについて、もう少し機能の違いを分かりやすく説明をいただきたいと思います。
三つ目に、とも補償制度の功罪と農業振興方策について、でございます。飛騨市は、国策による米の生産調整を図るために、互いに苦しみを分かちあうということで、とも補償制度を続けてまいっております。それ以降、国の施策で「戸別所得補償制度」が導入されると同時に、他市町村は、とも補償制度を撤廃してしまいました。このことについて、飛騨市の考えをどう思っておみえになるか伺うものであります。
また、今後のＴＰＰなどを想定するとき、やはり農業振興というものは規制をなくして、マイナス発想を払拭することによって、攻めの農業ができる環境づくりが必要と私は思います。そして、積極的にチャレンジしようとする勇気が充満することを期待いたしたいと思います。したがって、やる気の農家に道を開いてやることが、農業を職業として生活できる産業を重点にしながら振興すべきと思います。そのためには、大切なの

は動きを作るんだということであります。

しかし、農村には別の角度から考えますと、農業を専業にしたい人、兼業しながらしたい人、気楽に楽しみたい人、いろいろな方がいますが、そうした人々がそれぞれ希望に合った農業をし、少しでも所得を伸ばし、皆が満足すればいい考えもあります。この辺の考えについて、新しくできた農業支援センターのあるべき姿を、行政の役割を含めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長　藤井義昌　登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、ご質問２点目のこれからの農業振興をどう進めるつもりか。その１番目、農業振興会議の総括と成果は、からお答えさせていただきます。

平成１２年度に、旧古川町で設立されました飛騨古川農業農村振興会議、これは農業者自らが主体となって考え、若い世代が農業を受け継いでいけるようなシステムづくりと、住みよい農村環境を次の世代に引継ぐことを目的に、同年に始まった「中山間地域等直接支払交付金」による集落協定からの拠出金と、中山間地域等直接支払交付金の対象外であった平場の農地面積相当分につきまして、町からの交付金によって基金を造成し、認定農業者の育成、営農組合の法人化、小規模基盤整備事業、耕作放棄地復旧、米の生産調整に係る転作作物の推奨など数々の事業を通じ、他町村では類を見ない仕組みで農業と農村環境の基盤を作ってこられました。

飛騨市合併後は、この先進的な取り組みを他町にも波及させるため、平成１７年度に各町に同様の組織を設け、それぞれの地域での課題に対する事業を造成し、農業振興を図ってこられました。

しかしながら、平成２３年度からは、中山間地域等直接支払交付金の半分以上は個人配分するように国の方針が変わってきたことなどから、集落協定から振興会議への拠出がなくなってしまい、それに伴って今年度は、振興会議への市からの支援交付金の予算計上もしませんでした。

基金の仕組みが崩れまして、事業の継続ができなくなったことにより、今年度に入り、古川町、神岡町、宮川町の振興会議は解散され、河合町もその存続について検討されているところであります。

しかしながら、これまで古川町の振興会議で実施をしていた小規模基盤整備事業や、神岡町の振興会議で実施をしていた作業受託支援事業などは、有効な事業として、全市的に普及させるべく市が直接執行するよう、本年度の当初予算に計上し、要綱等を整備しているところでございます。

次に、２番目の農業支援センターは行政主導型に政策転換したのか、についてでございますが、農業農村振興会議は、先にも述べましたとおり、若い世代が農業を受け継い

でいけるようなシステムづくりのため、認定農業者の育成、営農組合の法人化などを行い、住みよい農村環境を次の世代に引き継ぐため、小規模基盤整備事業や耕作放棄地の復旧などの事業を行ってきました。が、飛騨市においても農業者の高齢化、後継者不足、担い手不足が大きな課題となっており、５年後、１０年後を見据え、飛騨市の農業の持続的発展と農地のもつ多面的機能の健全なる維持を図ることが重要であることから、農業に関する一貫したサポート体制を整備し、新規就農者、農業後継者、定年帰農者、他業種の農業参入、集落営農組織等あらゆる形態での農業経営を支援するため、今年度より農林部内に「農業支援センター」を組織いたしました。

農業支援センターは、現場主義をモットーに、品目別の担当者を決めて現場へ出向き、農業者の皆様のご意見、ご要望を聞くとともに、県やＪＡとも情報交換をしながら、課題の共有を図り、新たな振興策を立案し実施してまいります。

特に、新規就農者の確保と育成には力を注ぎ、毎年５名の新規就農を目標に掲げまして、発掘に取り組んでいるところでございます。

また、米の生産調整など重要な案件につきましては、本年７月に各地域の代表、耕種の代表、農業委員会、ＪＡ、農林事務所などに参画をいただき組織いたしました農業支援協議会で審議し、施策の立案を図っていきたいと考えております。

農業支援協議会では、既に「とも補償部会」、「農業支援事業検討部会」、「就農支援部会」の３つの部会を設置いたしまして、今後の飛騨市の農業全般についての振興策について協議を始めたところでございます。現在、国も報道等でご存知のとおり、大きな制度改革を検討中である状況を踏まえ、今後は、農業者の皆様の意見を聞きながら、農業支援協議会で審議をいただき、農業支援センターが推進するという体制で農業振興に努めたいと考えております。

次に、３番目のとも補償制度の功罪と農業振興の方策について、でありますが、「とも補償制度」は、農家がお金を出し合い、生産調整を実施した農家に補償金として支払い、地域全体で生産調整の目標を達成しようとする制度です。国の制度として行っていた「とも補償制度」を平成１６年度より飛騨市の事業として平成２４年度まで、１期３年間で３期実施し、今年度は４期目の第１年目として実施することになっております。

高山市や下呂市では既に「とも補償制度」は実施されておりませんが、全国的には、秋田県や岡山県の自治体で「地域とも補償制度」として実施されている例はあります。

生産調整につきまして、農政の変遷はありますが、今でも水田面積の約４割は転作をしなければならない中、「とも補償制度」の利点といたしましては、自己保全管理を対象に加えて、転作確認を通じた保全管理の徹底により、遊休農地の荒廃防止の効果が認められること。また、大豆・そば等の土地利用型作物の奨励に伴い、担い手農家の協力で、転作がある程度定着していることにより、個々の農家への転作負担がないこと、などがあります。

また、問題点としては、飛騨市に対する平成２５年度産米の生産数量目標配分に１７

ヘクタールの余裕がある中、転作奨励の必要性が薄いこと。また、９５％の加入率でございますが、加入者全員が制度の趣旨や必要性を理解しているか疑問であること、などがございまして、農業支援協議会に先の７月下旬「飛騨市とも補償制度の方向性について」の諮問を行い、審議をいただいているところであります。その結果を参考に、判断してまいりたいと考えております。

次に、農業振興の方策について、でございますが、飛騨市農林水産業振興実施計画にも掲げておりますが、売れる農林水産物を基本方針の一つとして、攻めの農業を積極的に支援することとしております。飛騨の基幹品目である夏秋トマトやホウレンソウも、産地間競争が激しくなり、かつてのような高単価での取引がなくなり、非常に苦戦をされてみえます。

先日も、大阪へ市場調査および市場関係者との意見交換会に生産者、ＪＡとともにセンター職員が同行しました。市場では、競合産地のホウレンソウが、葉の厚みも良く、切株を寸分違わず揃えた調整がされており、品質の高さに驚くとともに、市場関係者からは、「吉城が№１ではない」との発言を聞き、生産者とともに危機感を感じたとの復命をしております。これは、ホウレンソウに限ったことではなく、トマトや米なども同じようなことが言えると考えております。したがって、もう一度　飛騨市の農業を見直し、競合産地との差別化により、高く売れ、儲かる農業にしていかなければ、後継者も新規就農者も増えていかないと考えております。

しかしながら、このことは、飛騨市だけでは対応できませんので、農家とともに、県やＪＡ、中山間農業研究所など、関係機関と真剣に話し合っていかなければならないと考えております。

また、国では「攻めの農林水産業推進本部」を立ち上げまして、農業で生きる担い手への農地集積を進め、今後１０年間で担い手の利用面積が全農地の５割から８割となるよう効率的な営農体制を創るということを目標とされ、現在、施策の具体化を進めておられますので、飛騨市でも土地利用型農業について、担い手に農地集積を進めながら儲かる農業を目指していきたいと考えております。

しかしながら、専業農家だけでは、農村、そして農地は守れませんので、集落営農組織や兼業農家も支援していきたいと考えているところでございます。

〔農林部長　藤井義昌　着席〕

○１３番（天木幸男）

どうも、ありがとうございました。まだ、ちょっと話したいのですが、時間がありませんので農林部長に申し上げておくのですが、農業というものは非常に幅の広い、ほかの部門とちょっと違ったものがございます。そういうことで、部長の農業に対する機関車役として、ぜひ若者の夢と希望を持たれるような農業に取り組んでもらいたい。そして、農業の挨拶をするときは「農業はだめだ、だめだ」なんて言わずに、やはり農業がそんな挨拶をすると縮む農業になりますので、ぜひそういう挨拶を避けてもらって、や

はり何といいますか積極的にチャレンジできるような、勇気を自慢できるようなことを期待するわけでございまして、ぜひ頑張ってもらいたいということを思っております。

それでは、次の質問に変わらせてもらいます。３問目でございます。高率な財産運用について、でございます。これにつきましては、前に一度申し上げたことがあるのではないかと思うのですが、普通財産を税源の手助けにできないかということでございます。

市有財産のうち普通財産は２４年度の決算書によりますと、土地が大体１８０筆１０万㎡所有してございます。その中には、用途廃止や個人の宅地などに貸付けしているものがたくさんございます。そのままになっている状況でございまして、年々増加しているように思われます。したがって、用途を整理していただいて、計画的な運用をしたらと委員会で申し上げてまいりました。その姿勢が新年度の予算に現れていないように思われます。といいますのは、その裏付けとして売却などによる収入見込み予算が、そこには全然入っていないということでございます。不用財産を処分すれば、収入増につながりますし、そして、私有、個人財産になれば税金を課すことができる。このことは、やはり行政改革にもつながると思いますし、思い切った施策を打ってもらいたいと思います。

また、借地についても相当あるわけでございますが、市の統計書にもありませんので、どれくらいの面積があって、借地料はどのくらい払っているのかということを伺うものでございます。

また、合併特例債の枠があるうちに、計画的な買収交渉によって健全財政に近づけていくことも、行政改革の一環ではないかと私は思います。この件についての考えを伺うものであります。

二つ目に、公会計での財産価値であります。昨年は公会計制度の導入によりまして、財産規模の算定は現金だけではなく、これからは不動産の評価も加わってくるということですが、評価してあるのであれば、飛騨市の財布は現在どれくらいの財産価値があるのかお伺いするものであります。

それから、問１にも関係してくることでございますが、普通財産を生かせないか、ということでございます。普通財産は、財産価値を有利に運用するためにあるのですから、市民サイドに立った収益主義によることが適当でありますので、税収につながるように努力することが必要と思われるということでございます。個人財産なら放っておけない案件だと私は思っております。

しかし、財産管理は奥が深くて地味な仕事であります。そして、大事な仕事であります。体制を整えてでも努力が求められるのではないかと私は思います。

ちょっとした一例でございますけれども、役所の駐車場を有料化していたのを廃止したのも、赤字だからというので試行的にやられたのですが、そのままなくなって、高齢者の生きがい対策として雇用していただけるということで非常に好評でございました。お年寄りの小遣い稼ぎにも最高の仕事だといって喜ばれてよく聞きました。私は、残念

と聞こえてまいります。外貨を稼ぐ意味を含めて、もう一度考え直す気持ちがないか伺うものであります。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長　小倉孝文　登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、３点目の高率な財政運用についての質問に対して答弁させていただきます。最初に、普通財産を税源の手助けについてということですが、普通財産につきましては、合併当初平成１６年度末でございますが、件数が１２７件の面積で約５０万５千平方メートルでありましたが、平成２４年度末では、１８０件の約１００万２千平方メートルに増加しております。

増加の要因は、施設の統廃合や用途の見直しにより行政財産から普通財産に移ったことや、旧神岡鉄道資産の無償譲渡約３７万平方メートルでございますが、を受けたことが主な要因となっております。

現在、普通財産の貸付状況は、有償で貸し付けているものが１６９件で収入は１，７００万円余りとなっております。このほかに、産業振興などを目的に無償で貸し付けているものもあります。普通財産の処分については、明確な目標は定めていませんが、売却の方向で交渉を進めているものもあります。

例えば、有償で住宅や倉庫、事務所用地として、あるいは産業用施設として貸し付けている物件については、相手方へアンケート調査を行い、買受希望を募り交渉を行っているものもございます。

また、遊休地で住宅地に近い物件などにつきましは、市のホームページや回覧などを通じて応募を募り、公売に付しております。

しかし、土地の価格が下落していることをきっかけに、土地に財産としての魅力がなくなり、かつてのような購買意欲が薄れていることや、登記に際しまして、分筆にかかる費用がかさみ、結果としては取得価格が高くなるなどのことから、売却が思うように進まないのが現状です。しかしながら、普通財産は市にとって有用な財産でありますことから、計画性を持って運用できるよう、しっかりと仕分けの検証、整理をしてまいりたいと考えております。

また、市で借地料を支払っている土地の面積は、行政財産と普通財産を合わせますと、約１２３万７千平方メートルあります。金額で約３，３５７万円となっております。これは、一般会計ベースということでお願いいたします。

このことについて、現状は、施設の更新や新たな施設の整備などを行う際には、地権者に対しまして、市への売却をお願いしているところです。また、契約更新の折には、土地価格に併せて賃借料を見直していただくと同時に、譲っていただけないかというような交渉もさせていただいております。

しかし、先ほども言いましたように、土地価格の下落は貸し手側にとっては売却の意欲も薄れさせ、取得に向けた努力はしておりますが、実態は大変厳しい状況があります。

今後については、将来にわたって施設の用途を継続せせるのか、統合、廃止が可能なものなど区分を検討し、買収や返還の方向も含めて整理する必要があると認識しております。

次に、公会計で財産価値についてということでございますが、当市における、公会計制度による資産の評価につきましては、最も簡便な方法である「総務省改訂モデル」に基づいて作成しました。この方法では、昭和４４年度から蓄積された決算統計から、公共施設の建設に要した費用を抽出し、一定の減価償却率を乗じることで、現在の資産価値を算定しているため、資産価値の精度は低いものとなっております。平成２３年度までの有形固定資産算定額といたしましては、普通会計ベースで申しますと、土地で約１６４億３，０００万円。建物などで約８５３億３，０００万円となっております。

最後に、普通財産を生かせないか、ということでございますけれども、普通財産は、その経済的価値を発揮させることも目的であり、運用にあたっては、売却や有償貸付によって収益を得るばかりではなく、市民の雇用を生む場としての活用も有効であると考えております。

したがって、今後、市有財産の詳細を把握するための調査を行い、財産台帳を再整備し、これに併せて、所管課も含め、有効、未利用、遊休等現在の運用状況と将来の運用を検討する中で、特に普通財産については、処分可能財産、貸し付けなどによる利活用財産などの区分を行い、財源確保と財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

なお、市役所駐車場のあり方については、無償に至った経緯が、この駐車場経営が赤字であったこと以外に、観光バスはほとんどが若宮駐車場に駐車し、古川市街の観光地までの移動距離が長いため、多くの観光客から不評であったことを踏まえ、観光客の利便に配慮したことから、観光施設や商店に影響があるのではないかと考えたことから無償にしたものであり、しばらくは現状のまま進めなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長　小倉孝文　着席〕

○１３番（天木幸男）

どうも、ありがとうございました。財産管理というものは、非常に大切な部門だと私は思っております。市の財布の全体が分かるからであります。現金だけが市の財産ではないということだと思っております。不動産は本当にこうやって見ますと、隠れ財産かと私は疑わざるを得ない。持っているだけでいいのかということになりますと、これを全部売ってしまえば現金の利回りが良くなっていくということです。

決算書で見ますと、貯金と有価証券資産、基金等は金が全部示されておりますけど、不動産だけは面積だけが示されているだけで、金額のことは全然入っておりません。こ

れについては、法的な問題があるのかないのか分かりませんけれども、ぜひ、このようなことに対するガラス張りになるように、私たちからもよく分かるように、ちょっと今後改善できればと思うのですが、総務部長どうですか、この辺は。見解としてどう思われますか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えをさせていただきます。決算書の様式につきましては、地方自治法の施行令か施行施策の中で定められている様式の中で計上させていただいておりますので、現在の決算書の様式を変えるつもりはございませんが、ご案内のように公会計につきましては、これとは別に貸借対照表のような形で提示するということに決められております。したがいまして、こうした形の中で別途提案をさせていただくことにはなろうかと思いますが、先ほど総務部長が申しましたように、この公会計に置き換えるということは、実は大変な作業でございまして、特に資産価値をどのように評価するということが非常に難しい作業でございます。本来の民間企業等においては、不動産鑑定士だとか財産を適切に評価する方にかけるわけでございますが、市がもっております土地が広範囲に、しかも相当のボリュームになっていますので、これを評価するだけで莫大なお金がかかるということで、現在、自治省の通達によりまして簡便な方法でしか評価できないということでございます。

したがいまして、できるだけ市としましても、こうしたものにつきましては明らかにし、皆様方の判断に供したいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○１３番（天木幸男）

どうも、ありがとうございました。普通財産というものは個人の財産と同じように、市長の権限で取得もできますし、処分もできますし、長に属するということがありますので、市長が自分の財産を持っていると思うつもりで、この辺については十分に改善をしていただいて高率的な財産運用できるように、ぜひお願いをいたしたいと思います。

時間がありましたけど、ちょっと走りましたものですから、これで終わります。ありがとうございました。

〔１３番　天木幸男　着席〕

◆散会

◎議長（内海良郎）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。明日の会議は、午前１０時からといたします。本日は、これにて散会といたします。

（　散会　午後４時１１分　）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長　　　　　　　内海　良郎

飛騨市議会議員（３番）　　　田中　清安

飛騨市議会議員（４番）　　　洞口　和彦